

日光市文化財調査報告第13集

足尾銅山跡調査報告書10

令和2年3月
日光市教育委員会

序

足尾銅山は、近世から続く在来の産業技術を継承しつつも、欧米の最新技術を積極的に導入し銅生産システムを確立しました。そして同時に、鉱害が社会問題化した段階において、世界に先駆けて銅鉱山における本格的な鉱害防除を実現させた独自且つ貴重な銅山であり、市民の誇りであります。

この日光市民の宝である足尾銅山の産業遺産を後世に伝えるため、日光市では継続的に調査研究を進めています。

本報告書では、「掛水地区の足尾鉱業所跡に関する歴史的変遷と旧小坂鉱山事務所との比較」の論文をとりまとめました。本書で得られた知見を通して、産業遺産の保存・活用が促進されるとともに、足尾銅山が果たした役割の一端をご理解いただければ幸いです。

最後になりましたが、調査報告書刊行に至るまで多大なご協力を賜りました古河機械金属株式会社並びに、ご指導、ご助言をいただきました関係機関の皆様に深く感謝いたします。

令和2年3月

日光市教育委員会

教育長 齋藤 孝雄

足尾銅山跡調査報告書 10

目次

(論文)

掛水地区の足尾鋳業所跡に関する歴史の変遷と旧小坂鋳山事務所との比較

宮本史夫・青木達也・・・・・・・・・・ 1

本報告書の編集は、日光市教育委員会文化財課 課長上原晃のもと、片根義幸・高橋尚人・宮本史夫が担当した。

なお、作成にあたり次の諸氏、諸機関にご指導、ご協力を賜った。記して謝意を表したい。(順不同・敬称略)

河東義之・永井護・小風秀雅・青木達也・久能正之・山崎義宏・橋本清之

古河機械金属株式会社・古河機械金属株式会社足尾事業所

文化庁文化資源活用課・栃木県教育委員会事務局文化財課

掛水地区の足尾鉍業所跡に関する歴史的変遷と旧小坂鉍山事務所との比較

宮本 史夫 青木 達也

1. 本調査報告の位置づけ

本調査の対象は、現在、図-1の掛水地区にテニスコートとして残存している「足尾鉍業所跡」である。そしてその目的はこの跡を近代足尾銅山の経営の中核を担った遺産として蘇らせることにある。前回の報告（日光市文化財課調査報告第11集・足尾銅山調査報告書8）では古河機械金属の所蔵する一次史料を中心に建設に至るまでの経緯を追い、発見された史料などから発掘調査を進め遺構の存在を確認した。今回の調査では経営の中核として機能し足尾銅山の象徴として位置付いてきた部分の検証を進めるため、前回の調査に加え、建物の意匠や小坂鉍山の旧小坂事務所との違いについても調査を進めて検証を行った。なお、遺産としての価値を検証する過程で、土木学会に論文として投稿し、学会の専門家らから指導を受けつつ纏め上げ、土木学会論文集（vol.75、No.5、2019）に掲載されており、本稿はその論文の内容を反映したものである。



図-1 足尾銅山と掛水地区の位置図 [1]

2. 遺構が有する歴史的背景

(1) 西洋における近代化の始まりと鉱業の開放

西洋においては18世紀後半から近代化が進み、各種産業が個人の利益にとどまらず国の発展に寄与することが求められることとなった。なかでも鉱業においては、鉱山開発の権利を特定の為政者（君主、領主など）や土地所有者が独占していることは鉱業の発達を阻害し国家の経済発展にも不利であるとの見方がされるようになった。特にフランスやドイツにおいては一早くこの議論が発展し、鉱業の法に反映されることとなった¹²⁾。こうして鉱山を開発する権利は、特定の為政者や土地所有者だけではなくそれ以外の国民にも開放され、鉱業の発展は国家によるコントロールのもと、国民によって担われる体制が築かれ始めたのである。日本に先んずること半世紀以上前からのことであった。

(2) 江戸時代における日本の鉱山経営と会所

日本における鉱山の所有について見れば、江戸時代の頃は、鉱山は全て幕府のものであり、鉱石が出れば幕府に報告され、幕府がそれを営むといえば幕府の直轄の鉱山となり、幕府が各藩に委ねるといえば各藩がその鉱山を直轄で営むか、庶民に下げて開発を委ねるかというやり方が行われていた¹³⁾。なお、幕府や藩が鉱山の開発資本を出して営む鉱山は直山と呼ばれ、庶民に下げられ商人や山師¹⁴⁾が鉱山の開発資本を出して営む鉱山は請山と呼ばれていた¹⁵⁾。そして、産出された鉱物（金、銀、銅）は「会所」と呼ばれる施設においてその集荷配給や管理、請渡や廻送、出納などの事務的な手続きを経て売買が行われていた¹⁶⁾。その有名なものに長崎、大坂、浅草などの「会所」がある。なお、足尾銅山にも明治時代の初め頃まで「会所」と呼ばれる施設があり、1877（明治10）年に古河市兵衛の経営に移る際には、本山の出沢と箕子橋（これらの位置については図-1の銅山全図を参照）にあった「会所」が引き継がれている¹⁷⁾。

(3) 日本の鉱業政策と鉱山経営の近代化

その後、明治時代に入ると、近代化を進めようとする明治政府は、資源開発と工業化に着手し、鉱業については政府による監督管理と西洋技術を導入して大規模開発を進めることができる民間（国内資本家）の参入を奨励し、1872（明治5）年には「鉱山心得」を、さらに1873（明治6）年には「日本坑法」を發布していった¹⁸⁾。こうして法律により統制を図ることで、江戸時代に行われていた山師（下稼人）らによる場当たりの小資本での開発から脱し、鉱山開発を全山的に担えるほどの資本を有した者の手により西洋の技術や器械を用いて計画的に経営がなされ始めることを期待したが、この目論見はそう簡単には実現には至らなかった。実際は、明治時代に入ってから江戸時代の頃からの慣習による山師らの既得権が現場を支配しており、法律上の鉱山経営者（鉱業人としての資本家、以降、鉱業人と記す）は現場の山師らに開発を委ねてその開発に見合う資金を提供する程度であった¹⁹⁾。現場に大規模な資本が投入され企業的な経営がなされなかった理由としては、日本坑法が政府の権利を誇示し民間資本と西洋技術が導入される経営方針に転換を図る所に重きが置かれ、莫大な資本を投入することになるであろう鉱業人に対して長期的に鉱山を支配する権利を保障している制度ではなかったことが一因として挙げられる¹¹⁰⁾。このように法律による鉱山経営の近代化は明治時代になってすぐに行い得たものではなく、江戸時代からの慣習を引きずりながら、法律に改良が加えられつつ進められたのである。

(4) 鉛業に関する法令と鉛業事務所

こうして上述した部分の改良も含めて新たな法律である「鉛業條例」が1890（明治23）年に制定された。従前の日本坑法では鉛業人に法的な権利を与えつつ、一方では小規模開発にならぬよう、どの鉛山にも、面積、従事する人員、日数などに対して一律の制約を課していた。このような制約を課すことで、政府は全国すべての鉛山での投資の最低ラインが引き上げられ、大規模な開発が行われ始めるものと考えていたが、実情は、各鉛山とも埋蔵されているであろう鉛物資源の量は異なるわけであり、当然ながら、投資に対する利益も異なる。つまり、埋蔵量が少ないと思われる鉛山ほど投資に対する採算性が低くなる。このようなことから、日本坑法のもとでは、埋蔵量が少ないと思われる鉛山への投資がなされ辛くなっていった¹¹¹。「鉛業條例」ではこの点が改良され、鉛業を営む者が「鉛業施業案」を作成し政府に対して六カ月ごとに提出することが定められ、政府（農商務省鉛山局鉛山監督署）によってそれぞれの鉛山の規模に適した経営（施設の建設や日々の操業）がなされているかを監査されることとなった。そしてこの鉛業施業案などの経営に必要な書類を「鉛業事務所」に置いて管理することが鉛業條例とその施行細則の中で定められた¹¹²。こうして、後の鉛業所のルーツとなる「鉛業事務所」が法令の中で登場してくることとなる。なお、この「鉛業施業案」はプロイセンの鉛山法を真似たもので、プロイセンにおいては鉛夫の安全確保や公共への被害を防ぐことを目的として作られた条文であった。日本の場合はこれに加えて、国家の経済上の観点から鉛業の開発をコントロールし、鉛業から国が得られる利益を高めようとする目的も付加されており、その雛形は開坑や採鉛に関する掘削長や人員や使用する器械類についての予定数を記載するようになっていた¹¹³。以上の経緯から、「鉛業事務所」は、江戸時代からの慣習や鉛山開発方法を引きずっていた時代において、それらの鉛山の開発方法を払拭し、明治政府のコントロールの下で民間資本をも活用した大規模開発が進められるよう、法律上に登場してきた施設でもあったことがわかる。

(5) 足尾銅山における会所の引継ぎと鉛業事務所

明治時代に入ると足尾銅山は明治政府の支配下に置かれ、日光県、続いて栃木県の管理下となった。そして1871（明治4）年からは民業が許可され、同年に大阪府平民の野田彦蔵が、続いて1873（明治6）年からは長崎士族の副田欣一が稼業した。しかし、副田欣一の経営は困難を極め産銅量も少なかったため手放すことになり、こうして1877（明治10）年に古河市兵衛らがその権利を買取った¹¹⁴。しかし、引継ぎの前に借区譲受の契約上の困難が生じていたため、古河による足尾銅山の経営着手が一時頓挫し、前経営者から譲り渡されるはずの施設が使えないため、古河は「足尾銅山会所」を宿（図-1の簀子橋の南にある江戸時代の頃に栄えた地区）の田中準吾の宅を借り受けてそこに開設した¹¹⁵。そして同年の3月15日ようやく現場の引継ぎがなされ、明治政府からの借区部分の他に、その中の開発部分である舗（しき）、その舗で業を行う下稼人、さらに坑長住宅、判番、金場、丹礬製造所、炭小屋、牛小屋、熔鉛所、鍛冶場、懲役縣出張所などのその当時の鉛業に必要な施設等と共に「会所」も古河市兵衛に引き渡された¹¹⁶。なお、会所は簀子橋と本山にあり（簀子橋と本山の場所については前掲図-1参照のこと）、後に本山から富鉛脈が次々と発見され、本山の会所が足尾銅山の主たる会所として位置づいていくことになる。その引継ぎ時の本山の会所とその周辺の施設は図-2で示したとおりとなる。会所の建物の長さは10間より大きく奥行きは4間程度、その一部が共同経営者の岡田に貸出されており、6間半の場所が古河の現場経営者たちの執務室であったことがわかる¹¹⁸。そしてこの会所を取り巻くように坑長宅や判番、金場、坑夫長屋、丹礬工場、カジヤ、物置、牛小屋、炭庫、さらには当時囚人を鉛山労働に従事させていたことを示す懲役関連施設などが確認できる。この他に

も「足尾銅山会所並鉱業場附属品共取調」によれば熔鉱場などもあったことがわかっており、図-2には引継いだ施設の大半が示されている^[19]。これらのことから、足尾銅山における「会所」は主要坑口の付近に一纏まりで形成されていた鉱業施設群に取り囲まれるように存在していた施設であったといえる。なお、この引継ぎ当初の経営については下稼人を統一ある指揮下に置くことを課題としていたこと、また、引継ぎ後にはすぐには経営革新に専念できなかったがその一年目で会所新築や丹礬小屋改造などが行えたとされており、会所を中心に経営を取り仕切ろうとしていた^[20]。

(6) 本山地区と足尾銅山会所の発展

足尾銅山を引継いだ古河らによる経営の課題は「下稼人」を自身ら（経営者）の下に置き探鉱と採鉱の業をコントロールすることであった。下稼人らに委ねておくという旧来からのやり方を払拭しつつ主従の関係を明確にし、鉱山経営を直轄の事業として成り立たせようとするものであった。そのため、引継ぎが終わるとすぐに「足尾銅山会所」の名で「足尾銅山假規則」が発布された^[21]。こうして「足尾銅山会所」は単なる事務作業の執務室だけではなく、経営を統一指揮下に置くための組織として動き始めたのである。なお、「足尾銅山会所」の組織は、引継ぎから1年以内に「宿」の田中宅から「本山」にある会所の施設に移っており（両地区については前掲図-1参照）、さらに新築のものに建て替えられた^[22]。

その後、古河は、下稼人に開発方針を委ねて自身がその費用を負担するやり方と、自らが開発方針を示して下稼人らに掘らせるやり方を併用して有望箇所（主に本山地区）での開発を進めた。このような経営が功を奏し、産銅量も増え始め、ついに1881（明治14）年に鷹の巣坑から神保ヒ直利を、さらに1883（明治16）年には本口坑から横間部大直利を掘り当てた（直利とは富鉱脈のことを指す）。こうして本山地区は盛況となった。図-3は出鉱量および選鉱量に対してその次の工程である製錬での処理が間に合わなくなり、松木川が出澤と合流するあたりの右岸側の地（向原と呼ばれる現在の製錬所跡が残る所）に製錬所が移る^[24]直前の1884（明治17）年の本山地区の様子を示した図である。会所が出澤を挟んで銅山（鷹の巣坑や本口坑）に向かい合うように建っており、その間に図-2で示した種類の施設が拡張されていることが見てとれる。また、「医局」なども見られることから、本山地区の盛況に伴って、会所が経営組織として統括力を増し、その周辺には選鉱や製錬などを支える施設の他に燃料や開削に使用する火薬貯蔵施設、さらには労働者のための医療施設などもその経営下に置いていったことがわかる。このことは1884（明治17）年の史料の「本山職

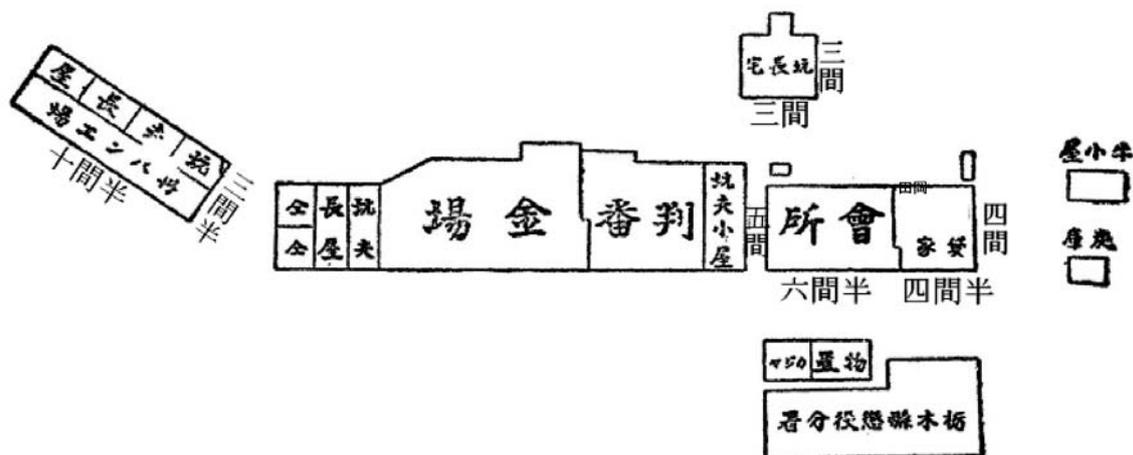


図-2 明治10年引継ぎ当時の会所と周辺施設^[17]

別事務章程」の中で「足尾銅山会所（本部）は足尾全体の事務を統括し各方面との往復通信、官庁への諸伺届、金銭出納、予算、戸籍、分析、統計、医局、事務、臨時庶務を掌握する」と定められていることから裏付けられる^[25]。なお、図-4は1884（明治17）年当時の会所内部の配置である。十畳敷の一部屋に坑長（後に鉾業所長となる立場）のほか数名が席を並べて事務を執る程度のものであることがわかる。10畳の間で夜になり執務も終わると寝室を兼ねた。この時代は事務所は未だ「会所」と呼ばれており、組織的には近代化の様相を見せつつも、施設的には規則を制定し生産及び労働者の生活に必要な手続きや物資の供給を統括するものであったことがわかる。



図-3 明治17年の製錬所移設前の本山の会所と周辺^[23]

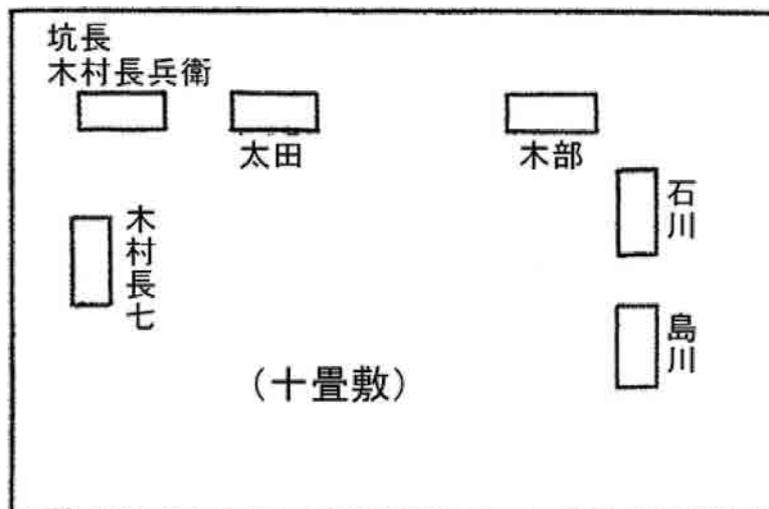


図-4 明治17年における会所内部の席の配置^[26]

(7) 足尾銅山会所から足尾銅山事務所へ

本山での鉱源開発が成功したことで、1883（明治16）年以降、坑外では選鉱施設と製錬施設、輸送施設と労働者のための居住および医療施設の拡張が急務となり、こうして1884（明治17）年には製錬施設が松木川右岸の向原の地に新たに集約され、選鉱施設は出澤周辺で拡張されていった。1886（明治19）年になると、家族持ちの従業員には役宅が与えられ、独身の労働者は会所に寄宿するようになった。このように設備を整える一方、規則をつくり銅山の統制を進めた。「戸籍取締規則」を發布して銅山内への出入りを厳しく管理し、また、「職工山内貸地規則」を定めて土地の貸与をコントロールした。さらには出入り商人の賄いを廃止し、

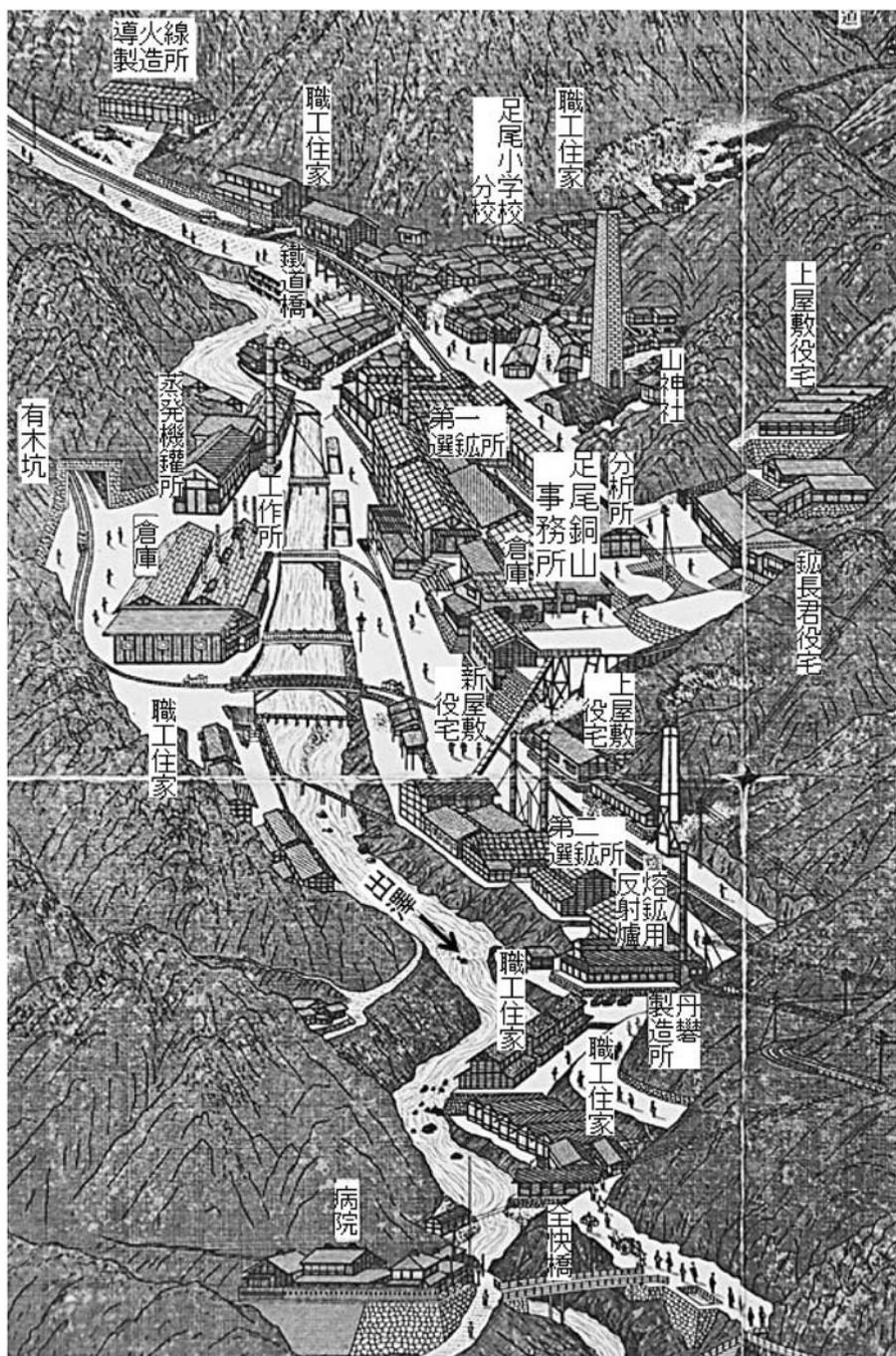


図-5 明治22年の本山の足尾銅山事務所と周辺^[28]

職工および役員（後の社員）の生活物資を「倉庫」で賄った。このように古河は自身の組織下の役員や職工（従業員）らに対する福利厚生を充実させつつ組織外の者との区別を行った。

この他にも、古河は「貯金規則」を設けて貯金を奨励したり、飯場の頭役を立てて従業者たちの秩序を定めたり、「坑内取締規則」を作り坑夫の操業手順などを定めたりした。こうして、江戸時代からの仕組みや決まりごとが改良され足尾銅山の経営方法が近代化していく一連の流れの中において「足尾銅山事務章程」という規則も作られ、「会所」はこの中の規定により「足尾銅山事務所」と改められた。そしてここを本部として「坑部」、「製鉍」、「熔鉍」、「会計」、「倉庫」、「薪炭」、「営繕」の各課も設けられた¹²⁷⁾。図-5はその後の1889（明治22）年の本山の様子である。図-3と比べると製錬施設（銅吹場）が減り、選鉍施設として「第一選鉍所」と「第二選鉍所」が確認できる。また、「役宅」や「職工住家」、「病院」など従業者たちのための施設、「橋」や「軌道」なども拡張されていることがわかる。この時代は鉍源開発の成功を足掛かりに、江戸期の足尾銅山の経営方法を払拭した時代であった。そのことが近代足尾銅山の規則や施設、さらには「足尾銅山事務所」への改称に見てとれる。

(8) 足尾銅山事務所から古河足尾銅山事務所へ

上述したように1890（明治23）年になると「鉍業條例」が制定され、「鉍業事務所」というものが鉍山の管理上必要な施設として「鉍業施業案」とともに明文化されていく。この法律により、以降、国内の鉍山においては投資が進み、企業としての経営が加速していくことになる。足尾においては、発電所、索道、馬車鉄道といったインフラの拡張がなされ、経営組織に関わる規則にも改良がなされていくこととなる。古河は1890（明治23）年の11月に「古河家假家則」を發布し、下記に示すように名称の規定を設けた。

第六條 當家ノ事務全般ヲ主宰スルトコロヲ元方ト云ヒ之ヲ取扱フトコロヲ本店ト稱ス

第七條 本店ヲ東京ニ置キ各地ニ鉍業事務所又ハ支店出張所ヲ置ク但シ鉍業事務所ハ其業程ニ随ヒ當家ノ名稱及ヒ地名ヲ冠シテ一體ノ稱トス

既に鉍山を複数経営していた古河は東京に本店を置き、現地の鉍山をその下に置き、一企業としての組織構成を明確に示すことになる条文である¹²⁹⁾。これにより足尾銅山の事務所は「古河」と「足尾」を冠して「古河足尾銅山事務所」と改称された。さらに続いて1891（明治24）年の1月には「古河足尾銅山事務所事務章程」を定め足尾銅山の経営に関する決まり事を示した。以下はその抜粋である。

第一條 所長ハ主人代理トシテ鉍業全軀ヲ總轄ス

第貳條 事務所ニ左ノ局課ヲ置ク

本局 小瀧支局 坑部課 撰鉍課 製錬課

土木課 機械課 倉庫課 遞林課

第三條 局課ニ左ノ職員ヲ置ク

支局長 各課長 本局科長 副長 係長 係員

第拾七條 本局

本局ニ庶務科設計科電気科分析係ヲ置キ左ノ事務ヲ掌ル

これらのことから、経営組織としての「古河足尾銅山事務所」が作られ、「本局」、「小瀧支局」、さらに「各課」と「本局」の下につく「各科」が作られ、それぞれに対する「役職」が定められていたことがわかる¹³⁰⁾。さ

らに図-6を見ると建物としては「事務所」を中心に「坑部課」、「撰鑛所」、「土木課」、「機械課」、「倉庫」などが「事務所」を中心に建てられており「本局」が入っていた建物が「事務所」と呼ばれる建物であったと考えられる。この時代は鉱業條例による国策の後押しを受けながら古河の主人（古河市兵衛）のもと、事務所の所長が掌握力を強めつつ、鉱山の各局課を細かく定め、足尾銅山の操業が所長の総轄下でコントロールしやすい組織作りが行われた時代であったといえる。

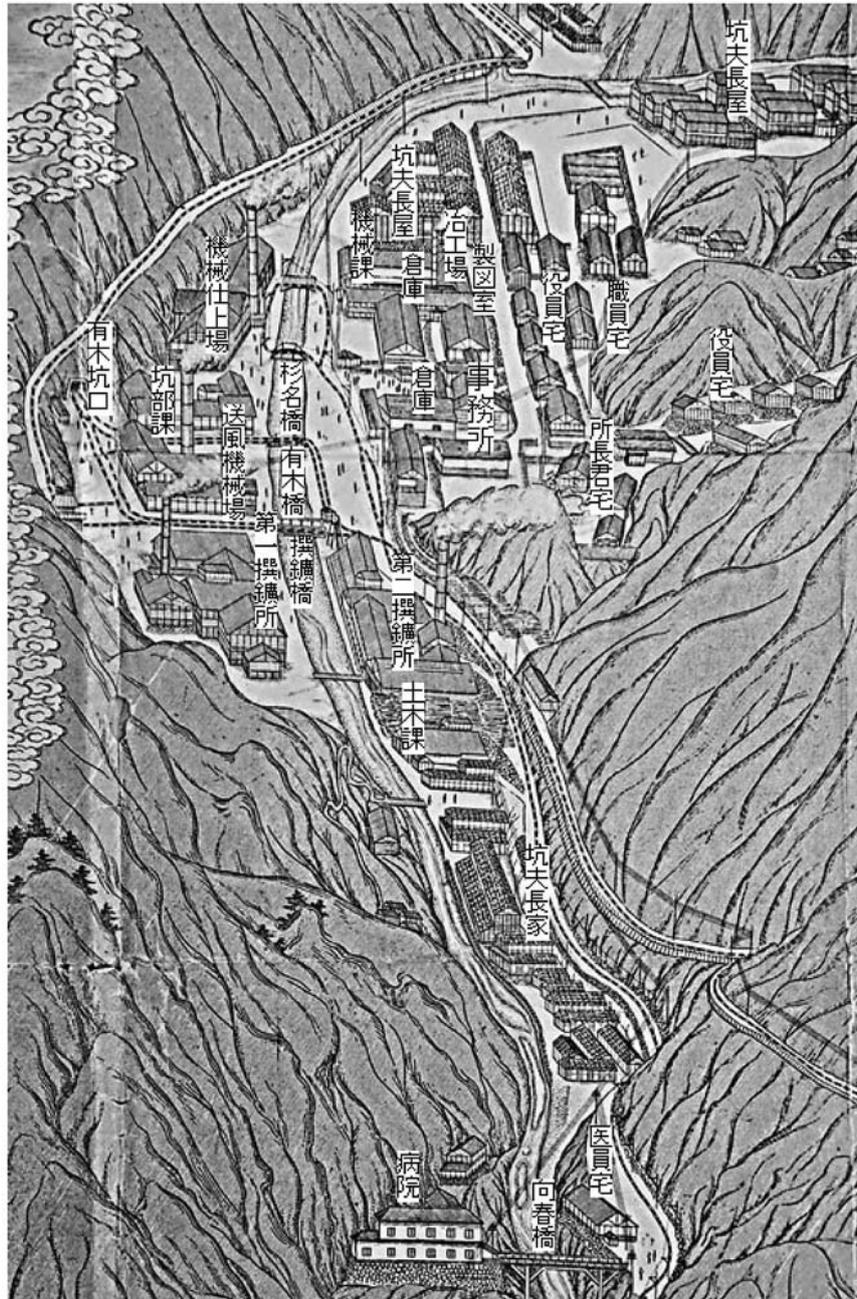


図-6 明治28年の本山の古河足尾銅山事務所と周辺^[31]

(9) 鉍害問題の勃発と経営者の交代

足尾銅山は鉍源開発の成功と選鉍および製錬施設の拡張、新技術の導入、さらに、輸送やエネルギー施設の整備、売銅取引なども順調な結果を残し、飛躍的な発展を遂げてきていた。しかし一方で、1896（明治29）年からは、1891（明治24）年に国会で田中正造によって問題提起された「鉍害問題」が再燃しており、明治政府により鉍害問題の責任は古河にあるものとして1897（明治30）年には三回目となる「予防命令」が出されることとなった。これにより古河市兵衛は短期間で命令された事項の工事を進めるとともにその資金調達もしなければならなくなった。古河市兵衛による経営方針は「資源のある限り、金融の及ぶ限り、財力を挙げて各山の開発に画す」であったため、これまで鉍山の開発につき込んでいた分、資金に余裕がなかったのである¹³²⁾。最終的に、この工事の資金の調達にあたっては養子の古河潤吉が第一銀行の頭取である渋沢栄一を説得し援助を受けることができた。なお、これを機に古河市兵衛はこれまで自身の経営方針を反省し、その後に経営を引き継ぐことになる古河潤吉によって経営の転換が図られることになる¹³³⁾。こうして経営転換に伴う規則の改定があり、1897（明治30）年になると「足尾銅山古河事務所事務章程」が出され、事務所の名称と、本局と各課、および役職について以下のように変更がなされた。

第一條 當鑛業所ノ事務ヲ取扱フ所ヲ足尾銅山古河事務所ト稱ス

第二條 事務所ニ左ノ局課ヲ置キ全山ノ事業ヲ統理スル所ヲ本局ト稱ス

小瀧支局 坑部課 撰鑛課 製錬課

土木課 機械課 電気課 倉庫課

第三條 本局ニ左ノ課科ヲ置ク

庶務課 設計科 分析科

第四條 局課ニ左ノ職員ヲ置ク

支局長 課長 科長 掛長 出張所掛長 掛員

これにより、「古河足尾銅山事務所」は「足尾銅山古河事務所」と改称され、「本局」が「古河足尾銅山事務所」の中核として明確に位置づけられた¹³⁴⁾。さらに1903（明治36）年に古河市兵衛の死去とともに経営陣が入れ替わり社長と副社長の座に古河潤吉と原敬が座ると組織の体質は会社としての様相を強く示すようになる。1905（明治38）年に古河潤吉は「營業制規」を通じて全社的に各制度（制規、内規、命令、論達、達、その他諸規則）の変更を行い、これら全ての制度の中での「總長」という記載を「社長」に、「當所」および「當家」を「當會社」と改めた。そして「古河鑛業事務所」は「古河鑛業會社本店」へと、さらに「足尾銅山古河鑛業所」は「古河鑛業會社足尾鑛業所」へと改称する方針を示した¹³⁵⁾。以上の様に、この時代は技術や設備についてはすでに近代化の様相を呈していたがそれに対して経営方針の近代化が遅れていた時代であった。ようするに、古河潤吉からすれば、古河市兵衛時代に古河家の家業的な体制で進められてきた足尾銅山の経営下で設備導入が急進されてきたが、使用人たちの統制や事務整理などの部分で厳しさを欠き、それが鉍毒問題にもつながっているものとの見方があり、鉍山の経営方針を家業的なものから変更すべきと考えていた¹³⁶⁾。足尾銅山では古河市兵衛により江戸時代からの鉍山経営方法が払拭され資本投資と技術導入が進められたが、企業が成長をしていく中で今度は家業的で急進的な設備導入が払拭され、会社組織的統制の下で役職やそれが担うべき責務が厳しく定められた経営へと転換されることになった。

(10) 労働争議と足尾鉱業所の焼失

1905（明治38）年の末になると古河潤吉の死去により古河市兵衛の実子であり潤吉の義弟であった古河虎之助が社長の座を引継ぎ翌年の1月には副社長の原敬が辞任した。またもや経営陣の刷新が行われたのである。そして足尾鑛業所の所長には上述した1897（明治30）年の「予防命令」を出した東京鉱山監督署長の南挺三が就任しており^[37]、この頃の鉱業所の組織は、所長をトップとし、その下に「内局」、「坑部課」、「製錬課」、「工作課」、「調達課」があり、「内局」の下には「調査科」、「庶務掛」、「会計掛」、「分析掛」、「水烟掛」が、さらに「庶務掛」の下に「巡視」、「医局」、「学校」があり、上記の各課の下にもそれぞれ掛があるといった構成であった^[38]。一方、明治期の中ごろにもなると全国で資本家と労働者との対立が見られるようになっていた。いわゆる労働争議といわれるものであるが、足尾では1907（明治40）年に「暴動」が勃発することになる。1903（明治36）年には鉱山労働者の労働組合を組織しようとしてこの暴動に影響を及ぼすことになる永岡鶴蔵が入山し、さらに1906（明治39）年にはその同志である南助松が入山した。そして彼らは、足尾銅山における労働組合の必要性を訴え、経営陣が労働者を苦しめているとの旨の主張をし「本山」を含む主要地区で啓蒙活動を展開した。さらに「鉱業條例」および「鉱業警察規則」に記載されている「鉱夫の生命及衛生上の保護」を論拠として労働者の保護を足尾鑛業所の所長である南挺三に要求した。なお、要求はこれだけに止まらず、賃上げや、役員には上質な米の購入は認められているが鉱夫には購入が認められていないといったような差別的な取り決めの撤廃も求められた。要するに労働対価、労働環境、生命、生活に関する待遇への不満の声が膨れ上がっていったのである。しかしそれへの対応は鉱夫らの不満を抑えるところか会社への不信を抱かせる結果となった^[39]。こうして1907（明治40）年の2月4日から6日にかけて暴動が勃発した。図-7はその際に破壊された鉱業所周辺（本山地区）を表した図で、太い実線の箇所は焼失した施設、点線の箇所は破損した施設、細い実線の箇所は暴動の際に焼失または破損を免れた施設である。「内局」を中心としてその周りを「坑部課」、「調達課」、「図書館」、「賄」、「蔵」、「所長宅」、「役宅」などが取り囲んでおり、暴動の際にはそれらが主として破壊されたことを示す図である。なお、上述した変遷と前掲の図-5と図-6なども踏まえてみると、足尾銅山の現場の経営の中核であった「会所」の施設は、その後、「足尾銅山事務所」という施設となり、さらにその後「古河足尾銅山事務所」、続いて「足尾銅山古河鑛業所」と改称され、この間、「本局」や「内局」とも呼ばれるようになり、その後の暴動により焼失し、掛水地区に移っていくことになったことがわかる^[41]。

この時代は労使関係の近代化が色濃く出



図-7 明治40年暴動時の鉱業所と周辺（本山）^[40]

た時代であり、足尾銅山内での「鉍業所」の権威が強まり、経営側と労働者の関係の歪みや格差も大きくなった時代であった。それらが本山坑の対岸の経営陣らによる占有ぶりや暴動時の破壊状況にも表れているといえる。この経営者側の立場が強くなっていく様相は前掲の図-2、図-3、図-5、図-6、図-7での各施設の配置の変化にも見てとれる。当初、会所の周りには労働者のための施設や産銅施設があったが、時代を経るにしたがって、鉍業所の周りの役員のための住宅（役宅）の密集度合いが増していることがわかる。

(11) 足尾鉍業所の掛水地区への移転計画と県道改修

1907（明治40）年ごろの足尾銅山の本山地区、小滝地区、通洞地区は、それぞれ主要坑口と選鉍所を持つ主要生産拠点として位置づいていた。そして、それらを繋げる馬車鉄道のターミナルが、掛水地区の渡良瀬川を挟んだ北側の渡良瀬と呼ばれる地区にあった。さらに1902（明治35）年からの「足尾鉍業鉄道株式会社」の設立により鉄道の敷設計画が立てられていた頃で¹⁴²、掛水の直ぐ近くを鉄道が通ることになっていたため、掛水地区は将来的に足尾銅山の中で最も交通の便が良い地区となる見通しがあった。このような交通の便が良いことと、1907（明治40）年の暴動により本山地区にあった「足尾鉍業所」の「内局（本局）」を中心として複数の施設が破壊されたことなどが要因となり、この掛水の地に新たな「足尾鉍業所」が再建されることとなったと考えられる。交通の便に対するこだわりは図-8に示した県道の改修図面と「掛水付近縣道変更計画説明書」に表れており、その中には「當鉍業事務所ヲ足尾町字掛水ニ新設スル爲メ別紙図面ノ如ク現在縣道ノ位置ヲ変更シ区割ヲ改善スルモノトス」と書かれている。なお、縣道の改修は1907（明治40）年の6月11日付で栃木県知事に出され、同月の15日には許可を受けている。暴動が起こってから半年程度の間、主要生産拠点である本山地区、小滝地区、通洞地区と繋がり交通の便が良い「掛水」の地に、新たな「足尾鉍業所」の建造が決められたことがわかる。

(12) 足尾鉍業所の建造

日露戦争後に世界における各種金属の市場価格は短期的な好況となり¹⁴⁴、銅の価格についても図-9に示したように1907（明治40）年にはピークに達し、鉍業所が竣工する1912（明治45、大正元）年にかけて若干下がり気味の横這いとなった。つまり、掛水地区における新たな鉍業所の建設は、銅価格が高値をつけ増産に人力を注ぎこむべき時期にその検討が始まり、銅価の低迷が続く時期に建造に着手されたことがわかる。そのためか、1907（明治40）年から着手するも、当初、本屋は二階建てのもので検討し始めるが、途中で辰野葛西建築事務所に設計を求めたり、さらに1909（明治42）年には平屋建てで予算を見積もったりとなかなか竣工に至らず、書庫（現在残存している赤煉瓦造書類庫）や食堂などを先に建造することとなった。なお、

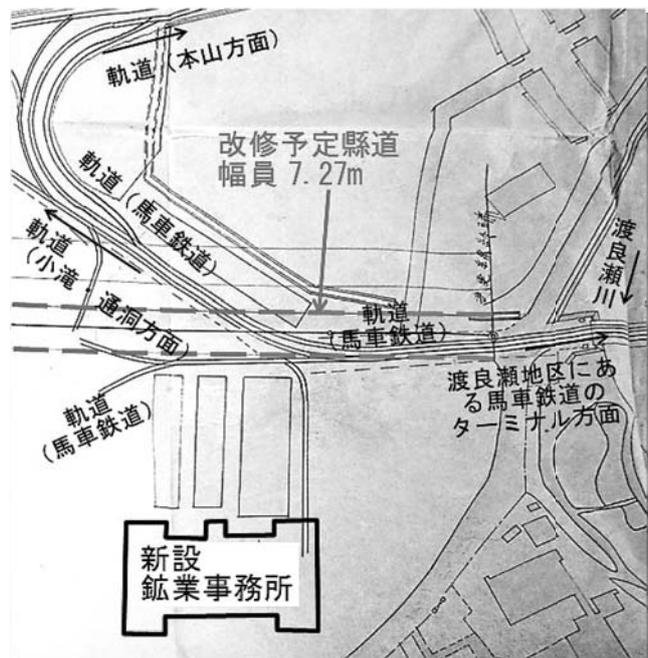


図-8 掛水への移転と県道改修計画（明治40年）¹⁴³

鉱業法と鉱業法細則では鉱業事務所において前述の「鉱業施業案」を含めた鉱業に必要な書類を備えつけておくことが明記されており、これもあつてか、本屋よりも書庫の建造が急がれた^[46]。このように着手から5年ほど経った1912（大正元）年によく竣工に至った。写真-1は開庁式の時のものである。この写真では門柱は飾られており見えてはいないが、これも予算を抑えるため当初は大谷川の安山岩が候補に上っていたものの最終的には足尾の銅で作られ、向かって右側の柱には「古河鉱業会社」とあり左側には「足尾鑛業所」と入れられた^[48]。また、写真-2は本屋の向かって左側に書庫が、右側には食堂が写っているもので前掲の図-8でも示した県道と軌道が写っているものである。さらに図-10では鉱業所の周りが重役々宅（役宅）と倶楽部

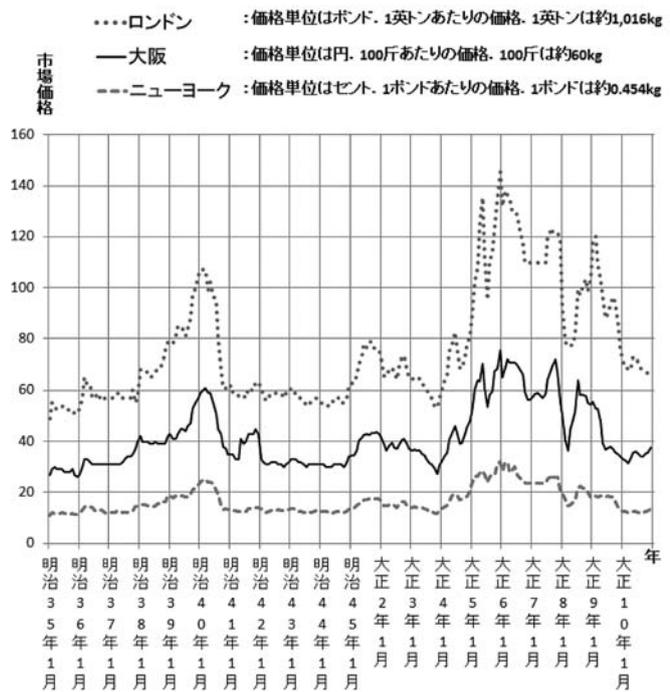


図-9 銅の市場価格の変動
(明治35年から大正10年)^[45]



写真-1 足尾鑛業所開庁式（大正元年11月）^[47]

(迎賓館である掛水倶楽部)で囲まれていたことがわかる。この時代の「足尾鉱業所」の施設は、景気や銅価格の変動などに左右されつつも、役宅とともに組織や役員の威厳を象徴するものとなったことがわかる。本来ならば「足尾鉱業所」は鉱業上必要な建物であるため「工作課」により設計されるべきところ、辰野葛西事務所に設計が依頼されていることなどはまさにそれを表していると言える。



写真-2 足尾鉱業所とその周辺^[49]



図-10 足尾鉱業所とその周辺(掛水地区, 大正5年)^[50]

(13) 建物の売却と移築

図-9でも示されているように、その後、銅の価格は第一次世界大戦の影響を受け、1915（大正4）年の後半からの好況とその後の不況を経て、ついに「足尾鋳業所」は1921（大正10）年に足利市に売却されることとなった。引き渡しの際の契約に関する文書によると、足利市への引き渡されたものは、煉瓦書庫を除く、本屋と食堂と物置と便所と機関室であった^[51]。これらの建物は移築後に足利市側の用途にそったものとして図-11のように配置され改築されたことが判明した。なお、その際に撮影されたと思われるものが写真-3である。まず、配置については、本屋（図中のA1およびA2）は掛水地区にあった時とはほぼ逆の向きで玄関が南東を向いて配置された。また、食堂（図中のB）は本屋の裏手側となる北側に配置され、物置であったものが使丁室（図中のC）として食堂附属の便所の南側に配置された。さらに、機関室だったものが物置（図中のE）として北西に配置され、食堂附属の便所とは違う便所が外便所（図中のD）として食堂の西側に配置された。次に、改築については、本屋の一階の正面の各部屋のスペースをけずり人事課、庶務課、財務課として割り当てて公衆溜（図中のa）が設けられた。さらに、出入口（図中のb1とb2）を増やされ、窓（図中のc1とc2）も増設され、庶務課の部屋の東側廊下の部分に窓（図中のd）が増設された。また、右手奥の一室を壁（図中のeとf）で三つに区切り、それぞれ設計室、記者室、傍聴者控室とし、傍聴者控室からは階段（図中のgとj）で上階の市会議場に上れるように改築がなされた。なお、この市会議場はもともとあった廊下（図中のk）と便所（図中のl）を無くし、向かい側の部屋と繋げて扉（図中のm）をつけて広さを確保したものであった。二階に関してはその他、喫茶室と参事会室の間に戸（図中のn）が加えられた。

足利市庁舎平面図

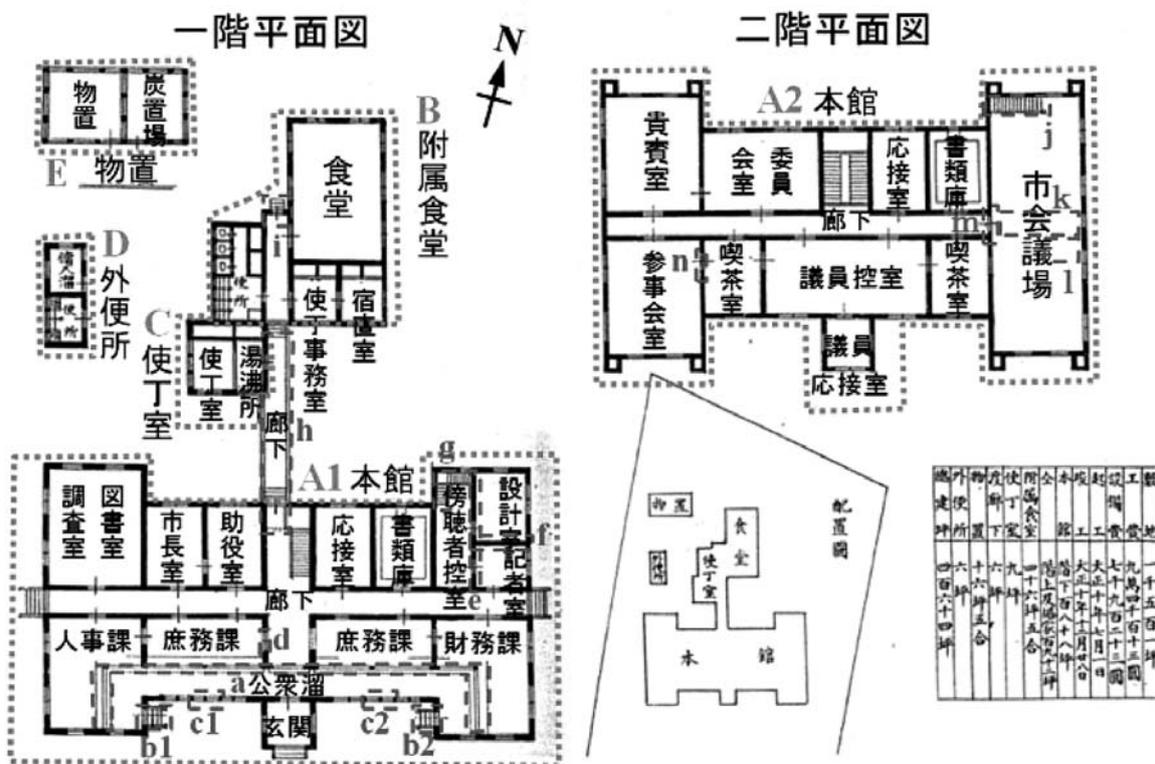


図-11 旧足利市庁舎平面図^[52]

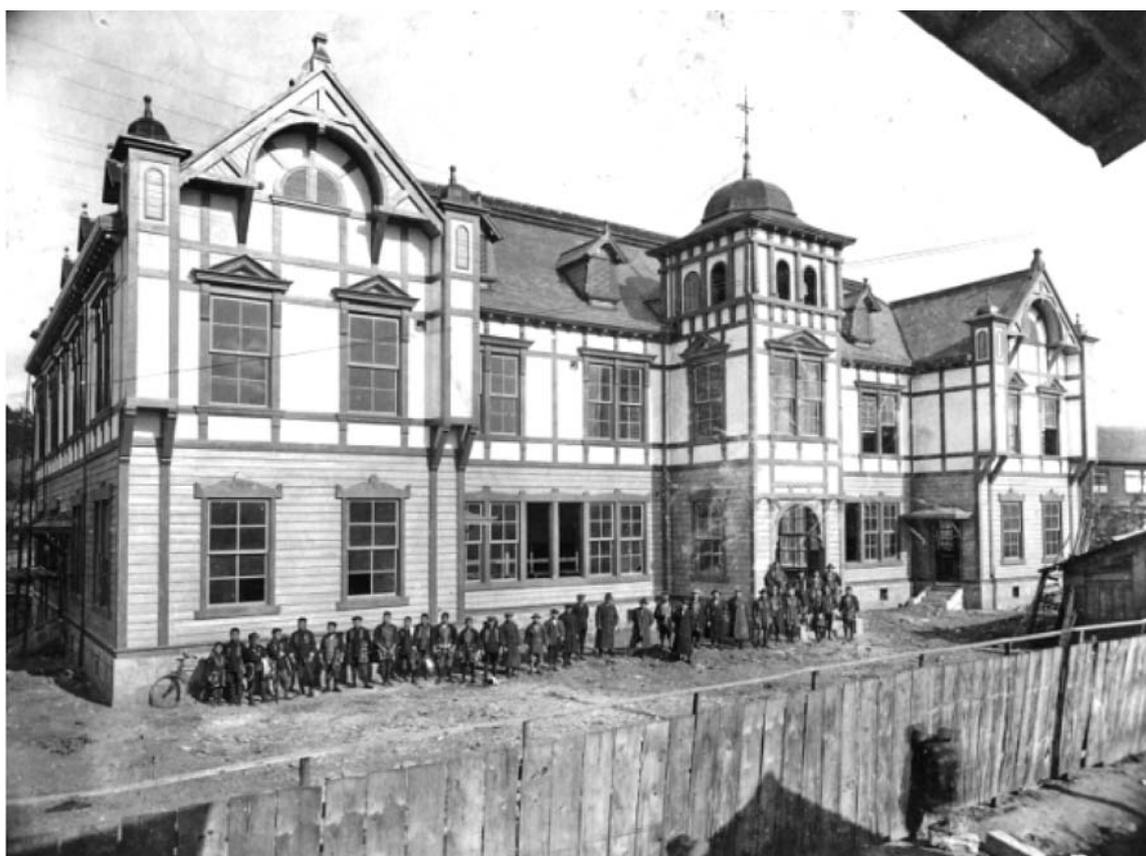


写真-3 旧足利市役所として移築後の写真^[53]

3. 足尾鉍業所の様相

本調査により往時の建物の室内（二階の部屋）の写真と設計図書の一部が発見された。これにより、他の鉍業所の建物との比較も行えるようになったため、以下では足尾鉍業所の本屋の様相と小坂鉍山の事務所（以降、旧小坂鉍山事務所と記す）との比較も含めて論じる。

(1) 足尾鉍業所の本屋の室内

写真-4と写真-5と写真-6を見ると、天井は格縁を千鳥に配し、天井板は羽目板張りが施されている。壁は腰壁板張りで板の色のトーンを天井と調和させ、その上部は漆喰で仕上げている。また、床はリノリウムが用いられており色のトーンは天井や腰壁と合せてある。窓からの遮光にはカーテンやロール式のブラインドが用いられており、写真-4の部屋にはブラインドが二重に施され、写真-5の部屋と写真-6および写真-7の部屋（写真-6と写真-7は同部屋）にはカーテンとブラインドのそれぞれが施されている。なお、図-12の間取り図面の方位と部屋の関係と写真-4のブラインドの光が拡散している様子からも他の部屋と比較してこの部屋が最も日当たりが良かったことがわかる。写真-7には扉は写っており腰板と風合いを合わせたシンプルなものであったことがわかる。写真-4から写真-7の部屋の照明にはシャンデリアが用いられており、曲線美を有する枝と花柄の先から花が咲いているデザインのものも施されていたことが判明した。



写真-4 本屋2階南東の角部屋 [54]



写真-5 本屋2階南西の角部屋 [55]

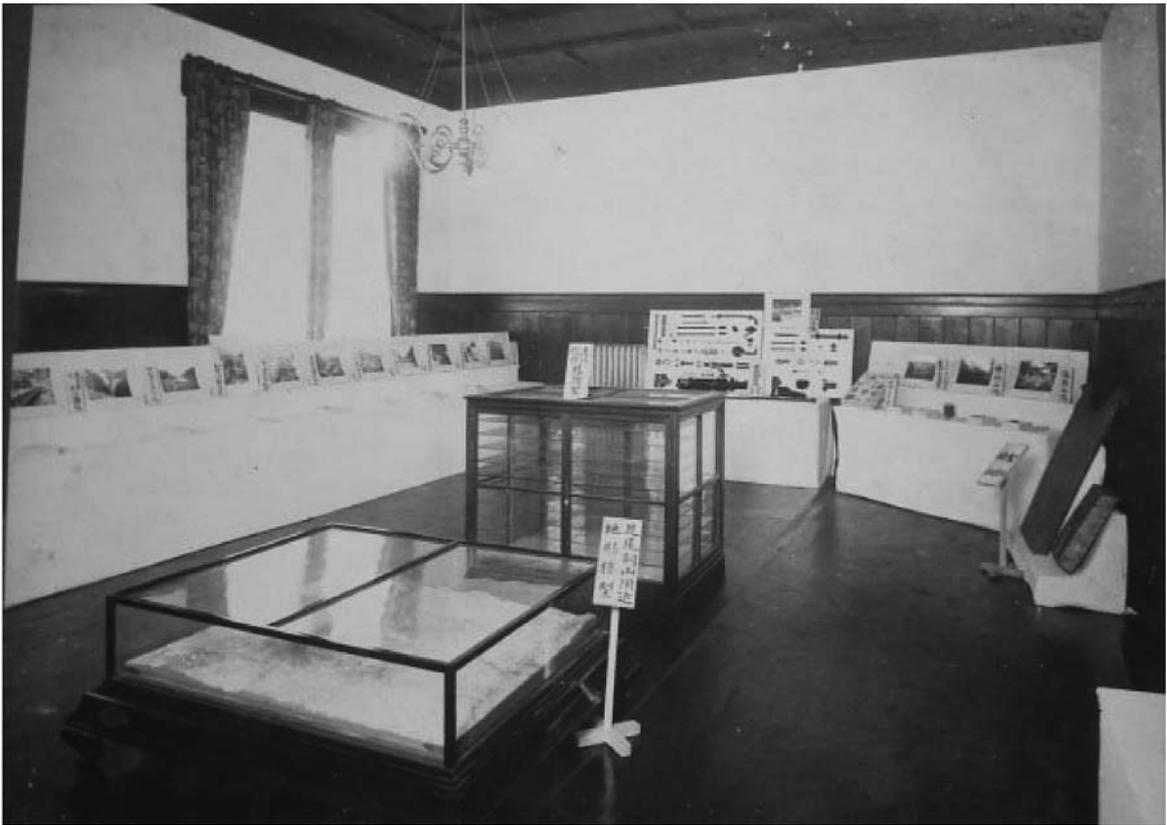


写真-6 本屋2階南東の中部屋 [56]



写真-7 本屋2階南東の中部屋 [57]

(2) 足尾鉱業所の平面計画

図-12が本屋の2階の平面図で図-13が1階のものである。それぞれ廊下を中央に配した中廊下スタイルを採用し、1階を大きく4つに区切り、2階を大きく3つに区切り、これらの両階を折返し階段で繋いでいる。これは足尾鉱業所の組織が複数の課で成り立っているため、それぞれの課ごとにまとまり執務にあたるといった場合には都合がよい区切り方である。なお、足尾鉱業所が建造された1912（大正元）年における組織としては所長の下に坑部課、製錬課、工作課、調達課、庶務課が置かれており、足尾銅山の操業全体を統

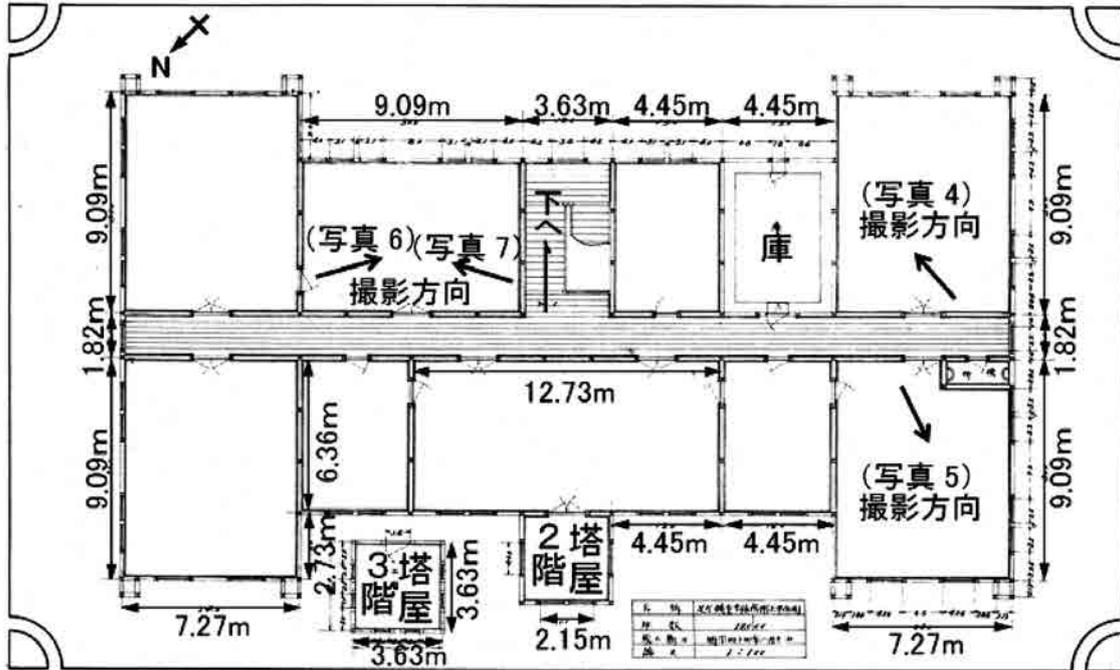


図-12 本屋2階の間取りと3階 [58]

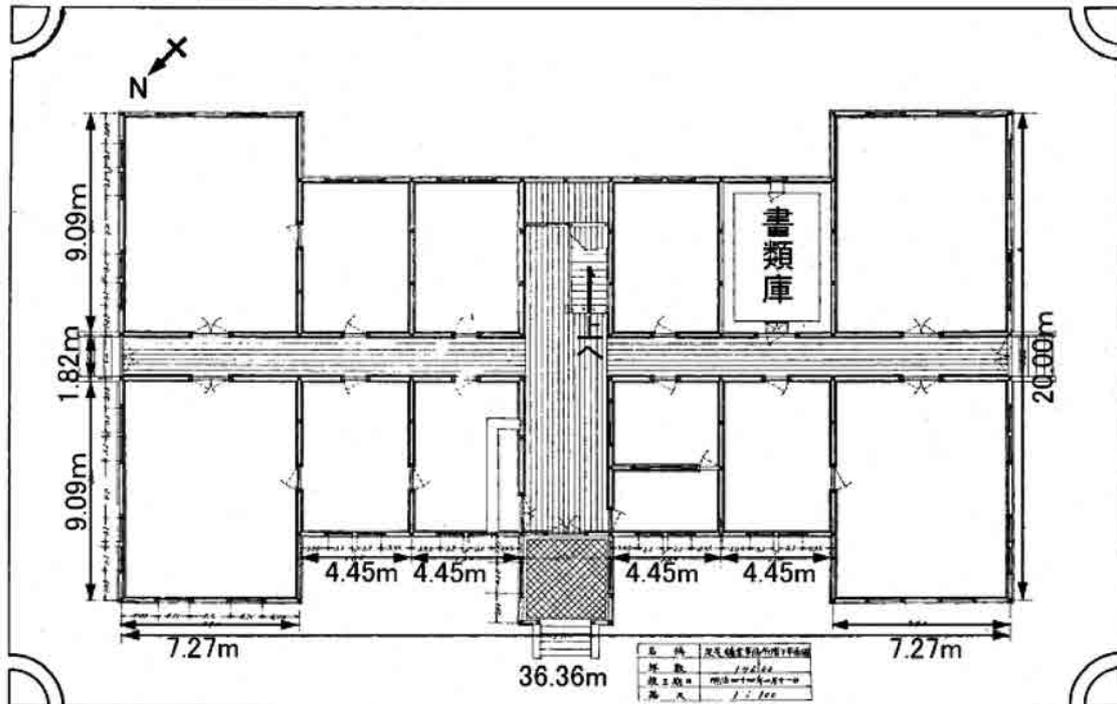


図-13 本屋1階の間取り [59]

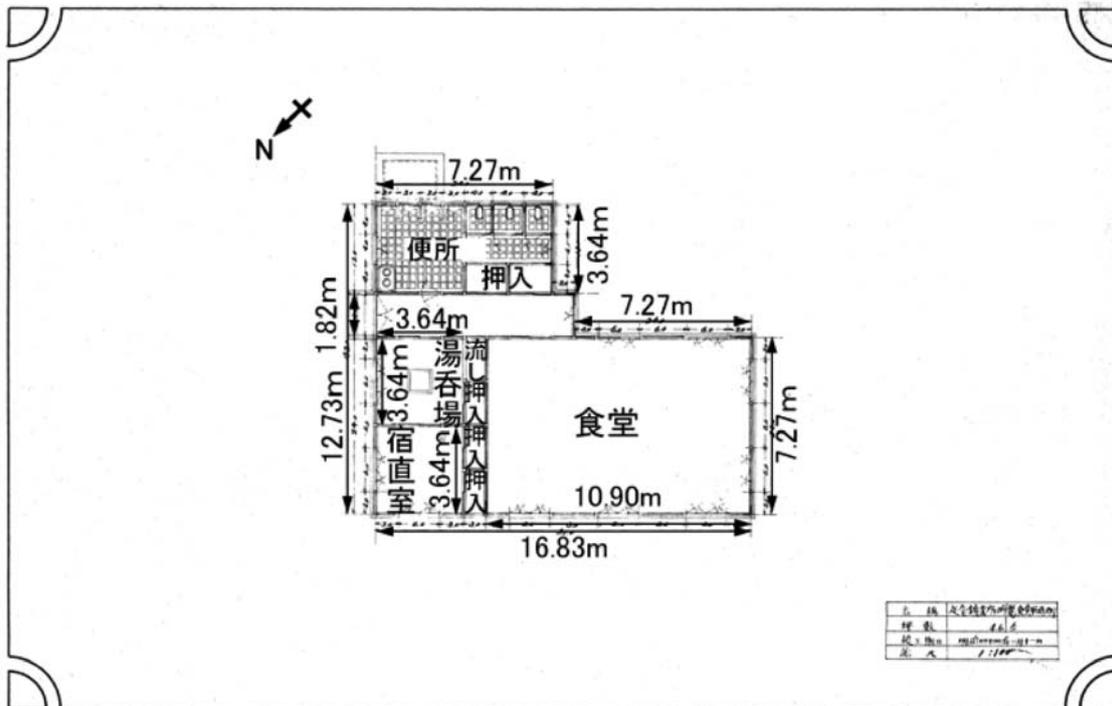


図-14 本屋の南西側にある食堂の棟の間取り [60]

括するための事務作業が1階の全部と2階の一部を使って行われていたと考えられる。そして、便所は2階の南西の端に小使用のものと2据、1階は図-14の食堂の棟に大使用3据と小使用が4据設置されている。1階の廊下から食堂の棟への移動はしやすく便所も利用しやすいが、食堂となる部屋が廊下を挟んで便所の向かい位置するため、換気が十分でない場合は支障がでる可能性がある配置である。本屋の部屋の大きさは3種類あり、それぞれ6.36m × 4.45m (21尺 × 15尺) と 6.36m × 12.73m (21尺 × 42尺) と 9.09m × 7.27m (30尺 × 24尺) であったことが判明した。また、食堂の棟は食堂の広さが約79.24m²であり、仮に1人あたり1m²とした場合、80名弱程度分の広さとなる。なお、この食堂の広さに対して調理場ではなく湯呑場として13.25m²の広さの1室が備えられており、そのことから、この場所で80名弱程度分の調理が行われたとは考え辛い。その他、湯呑場と同面積の宿直室1室が配置されている。

(3) 足尾鉦業所の本屋の外観

実際に建造されたものが写真-8で、本研究の調査で新たに発見された正面の立面図が図-15のものである。スケールは百分の一で、その中に「K. Kashiwazaki」のサインを確認した。本屋の建物は塔屋を含めると3階建てで部屋は2階と1階のみにある。屋根はマンサードルーフで上部と下部に分かれ、上部は瓦棒葺(葺葺)で左右の端にあるフィニアルには複雑過ぎない程度の唐草の装飾が施されている。下部はその屋根面から屋根窓が立ち上がっている。中央玄関上に伸びる部分についてはドーム屋根でその上にフィニアルが確認できる。左右の切妻のペディメントのデザインは半円でシンプルにし落ち着きを持たせている。2階および1階にはシンメトリーに上げ下げ窓が配置されている。全体的にみればそのデザインはルネサンス式(復興式)の風合いが感じられる。なお、図-15と写真-8を比較すると図-15では2階および1階とも壁面は下見板張りであるが、写真-8を見ると2階が漆喰仕上げへと変更されていたことがわかった。

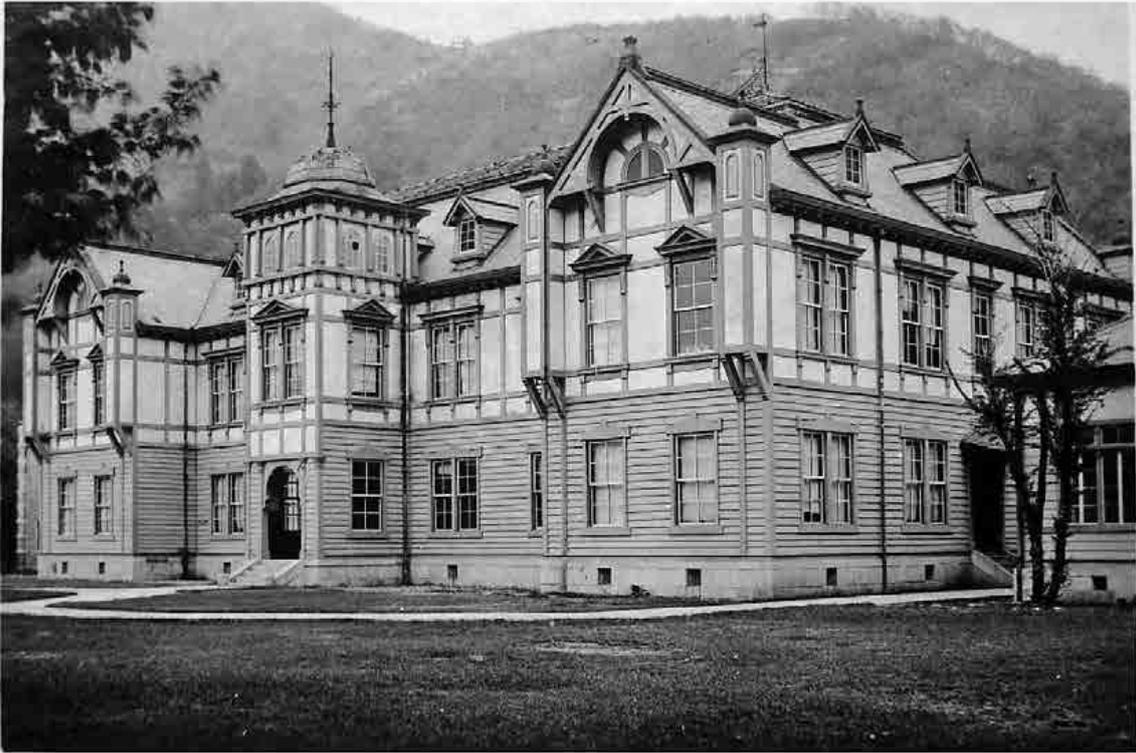


写真-8 足尾鉱業所の本屋の写真 [61]

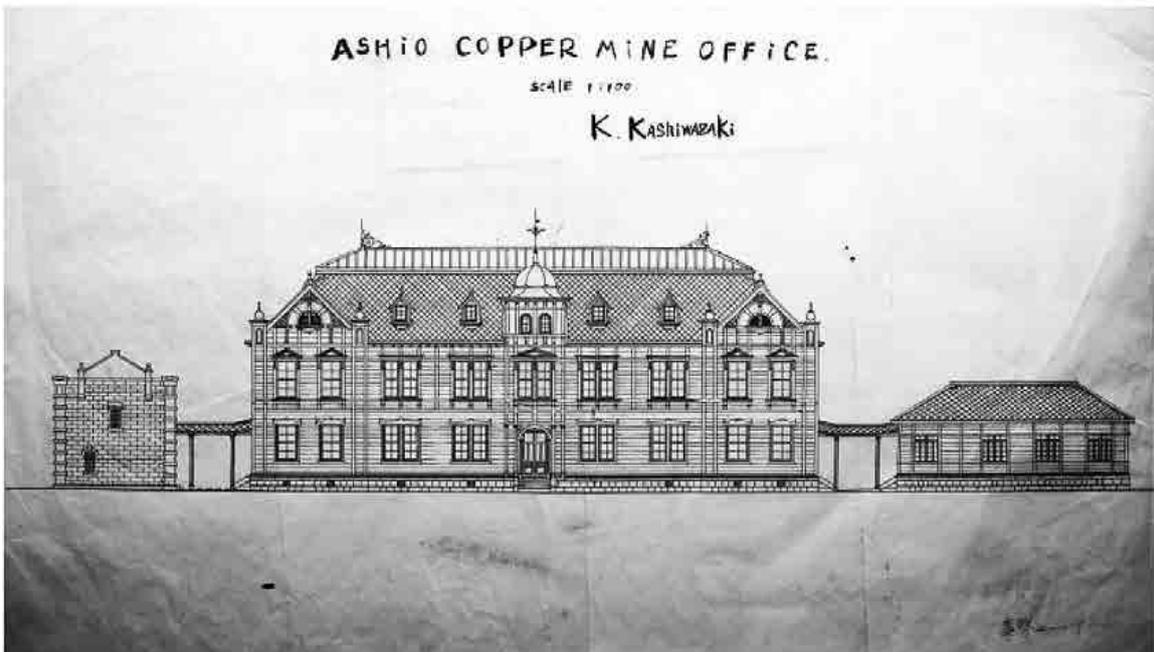


図-15 足尾鉱業所の本屋の立面図 [62]

(4) 旧小坂鉦山事務所との比較

旧小坂鉦山事務所は秋田県の小坂鉦山の事務所であり同鉦山の最盛期とされる1905（明治38）年に会社のシンボルとしての意図を受けつつ建造されたものである。その後、1942（昭和17）年に南側平屋部分が2階建てに増築され、そして1958（昭和33）年から1965（昭和40）年以降にかけて改装がなされている。平成の時代に入ると、文化庁の近代化遺産総合調査の一環として秋田県教育委員会により調査が行われ、さらに1997（平成9）年には解体調査が進められ、その後の2000（平成12）年の暮れに移築復元工事が完了した建物である^[63]。以降では、この復元工事報告書と建造当初の図面と現地調査で把握した内容をもとに足尾鉦業所と比較する。



写真-9 旧小坂鉦山事務所のホールと螺旋階段^[64]



写真-10 旧小坂鉦山事務所の天井^[65]

まず、旧小坂鉦山事務所の室内を見ると、天井については、写真-9で示すように1階および2階の螺旋階段のホールのは漆喰仕上げで廻縁には漆喰蛇腹が施されている。その他の部屋の天井は写真-10のように格天上であり無塗装となっており、和の雰囲気を醸し出している。また、写真-11で示すとおり、壁については漆喰塗で天井の無垢さに合せた枠の色を有する上げ下げ窓が整然と配置されている。床はリノリウムでその色は天井や壁と調和している。そして照明は写真-11と写真-12にあるように乳白色硝子の球状のものや花型のものが用いられている。印象としてはシンプルで控えめな美しさを有していると言える。足尾鉦業所と比較すると、特に室内全体の色調も明るく、採光性へのこだわりが強く見られる。



写真-11 旧小坂鉦山事務所の室内その1^[66]



写真-12 旧小坂鉦山事務所の室内その2^[67]

次に平面計画を見ると、図-16で示すとおり1階（階下）を入ってすぐに3階まで繋がる螺旋階段があり、まずは目的の階への移動を促す造りとなっている。1階には入って右手に家屋係、倉庫、銀庫があり、また、左手には受付、応接、小遣室があり、主として遣いの者が対応するための配置であることがわかる。そして、2階は会計課、用度課、地所課、買鉞課、応接室、理髪室などがあり、3階には会議室、図書室、庶務課、所長室、1階および2階のものよりも広い応接室が設けられており、2階が事務作業の中心で、3階は所長のた

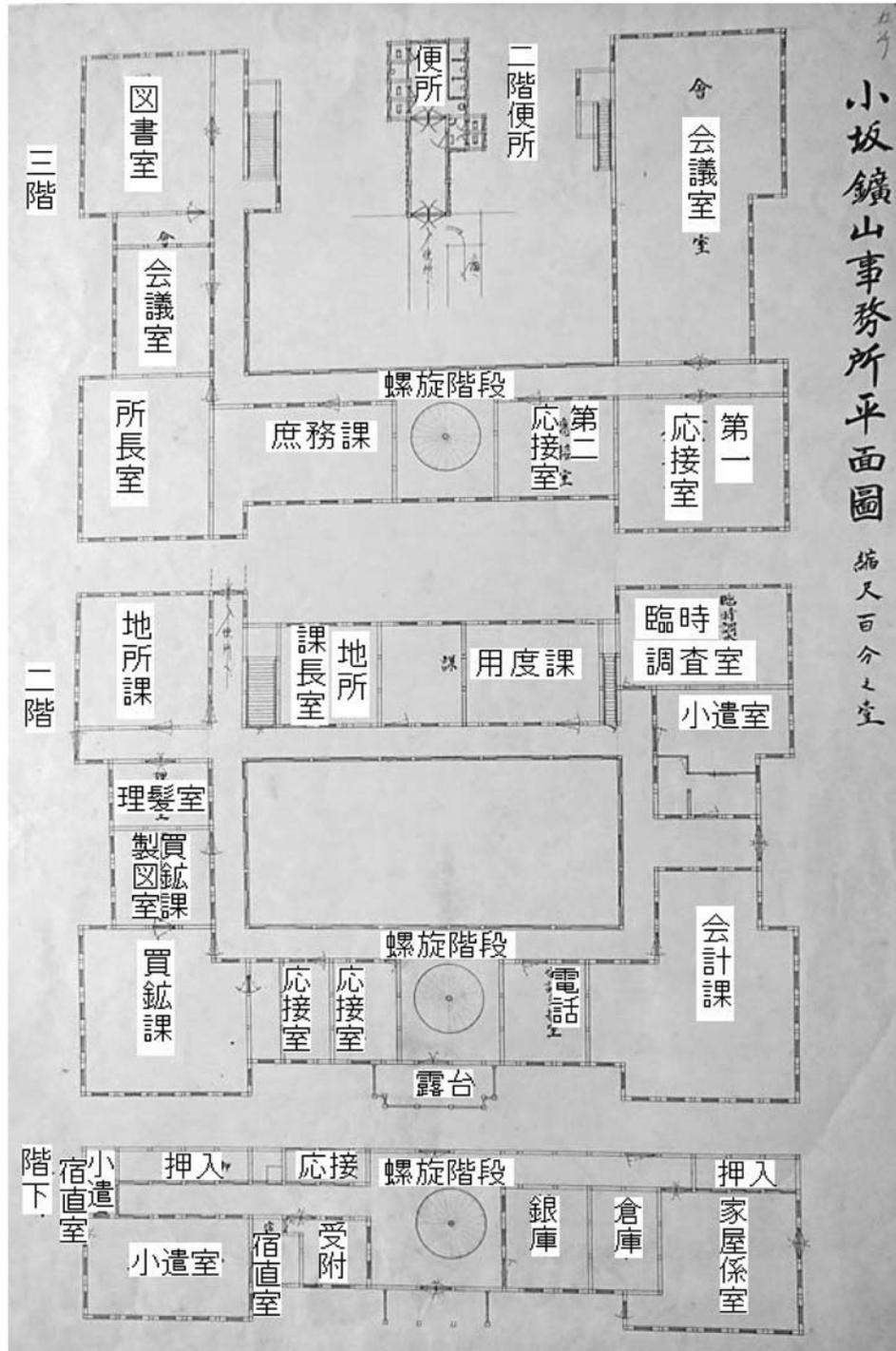


図-16 旧小坂鉞山事務所平面図 [68]

めのスペースが確保されている他、大人数での会議や応接に対応できる配置となっている。足尾鋳業所と比較すると、足尾鋳業所の場合は所員が便所で用を足すことや食事なども含め、1階での移動が活発に行われる平面計画であったのに対し、小坂鋳山事務所は2階に課を集中させ便所や食事の部分での利便性には重きを置いていないことがわかる。さらに、2階に配置された課は採鉱、選鉱、製錬、運輸などの鋳山内部の主たる作業を掌る課ではなく、買鉱や用地といった対外的交渉を掌る課であり、さらに同階に理髪室が、そして全ての階に応接室が備えられていることなどから、小坂鋳山が買鉱に力を入れていた歴史と事務所の建物を外部に向けたシンボルと使っていたことがあらためて確認された。

最後に外観について見ると、図-17の建物正面の立面図と写真-13のように、平坦な壁に三角形のペディメント付の上げ下げ窓が整然と並んでおり、ルネッサンス式の様相が見られることが確認できる。そして、写真-14にあるように建物の中央には1階および2階のアーチの部分に藤の花の飾り板をつけた繊細なつくりのベランダがつき出している。なお、写真-15のように外壁は漆喰で仕上げ蛇腹が施されている。また、屋根については写真-16と文献でも確認されたように、ベランダの屋根は杉板の菱葺とし、棟の屋根は銅板の菱葺である。これに三つのドーマを施し優雅さを組み入れることで前掲の写真-13のように全体的なイメージが柔らかくなっている。そして、尖塔はシンプルで控えめな印象である。足尾鋳業所と比べると採光性にこだわった窓の多さと整然さをデザインの中に取り込みつつ、中央のベランダと控えめな屋根の装飾が特徴的であるといえる。

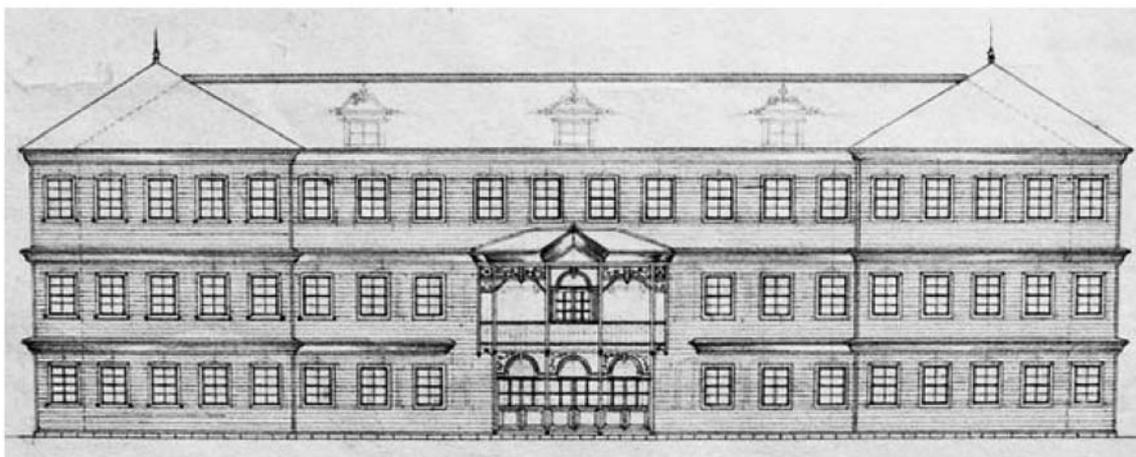


図-17 旧小坂鋳山事務所の正面の立面図 [69]



写真-13 旧小坂鋳山事務所正面 [70]



写真-14 ベランダと飾り板^[71]



写真-15 外壁の漆喰と蛇腹^[72]



写真-16 棟の屋根とベランダの屋根^[73]

4. 足尾鉍業所跡の発掘調査

(1) 文献調査から得られた発掘に必要な知見

これまで配置や間取り等の知見が得られていなかったため、発掘調査で史料と照合し、その存在を立証することが難しい状況であった。しかし、すでに発見されていた前掲の写真-8と写真-3などの外観がわかる写真のほかに、本調査で新たに発見された前掲の図-12、図-13、図-14と、二次史料である足利市に移築（売却）された際の図面（前掲図-11）などから、建物の形状と寸法、配置、試掘すべき箇所等の知見が得られた。

(2) 発掘調査結果

上述の知見を参考に鉍業所敷地内において基準点を2点と写真-17と写真-18で示したように十字にトレンチを設け、調査区を設定し試掘を行った。その結果、図-18で示したように各調査区（図中のAからTまでの20箇所）において遺構が発見された。あらためて文献調査の結果と照し合せると、調査区A、B、C、D、G、



写真-17 トレンチA^[74]



写真-18 トレンチB^[75]

F、H、J、Iで発見されたものが本屋の各角であることが確認できた。また、調査区N、M、O、Pで発見されたものが、食堂の建屋の各角であることも確認された。さらに、書庫と本屋を繋ぐ通路部分（調査区Qの箇所）と、本屋と食堂を繋ぐ通路部分（調査区Rの箇所）に廊下についても写真-19と写真-20のとおり発見された。調査区Qで発見されたものは書庫と本屋を繋ぐ通路上の階段の遺構で、調査区Rで発見されたものは写真-20のとおり、本屋の基礎と階段と食堂と繋ぐ通路とさらに食堂への階段と食堂の基礎の遺構であった。なお、書庫と本屋と食堂のそれぞれの施設を繋ぐこれらの遺構には切り合いが無く一体的であることも判明し、各施設の同時性も確認された。

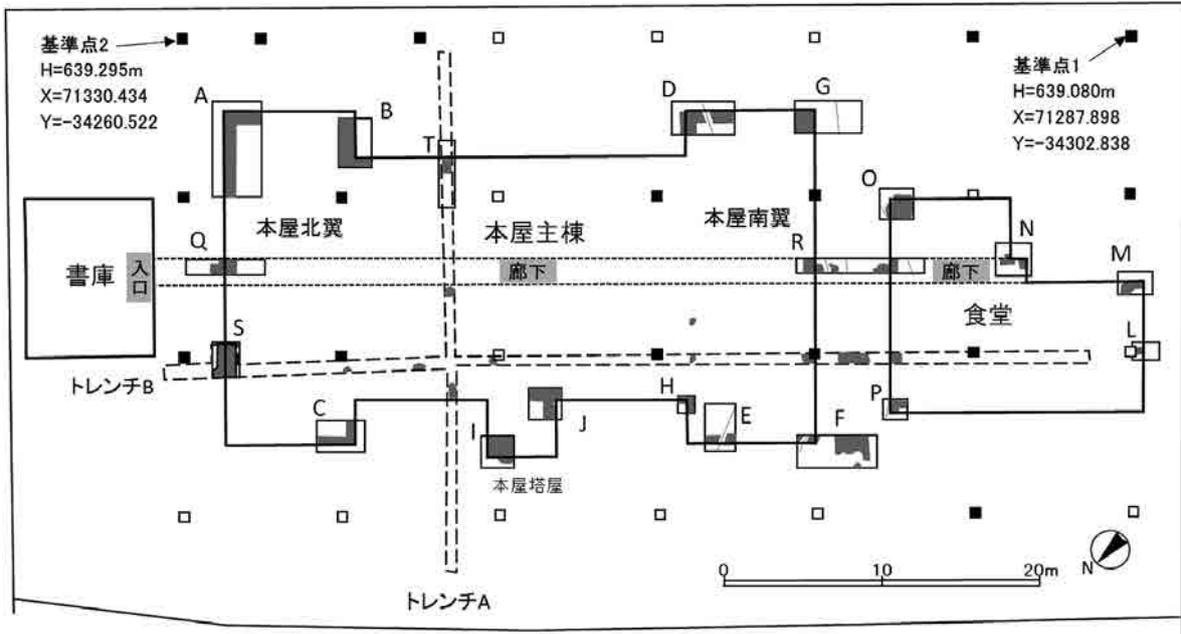


図-18 足尾鉍業所発掘調査図 [76]



写真-19 調査区Qでの発見 [77]

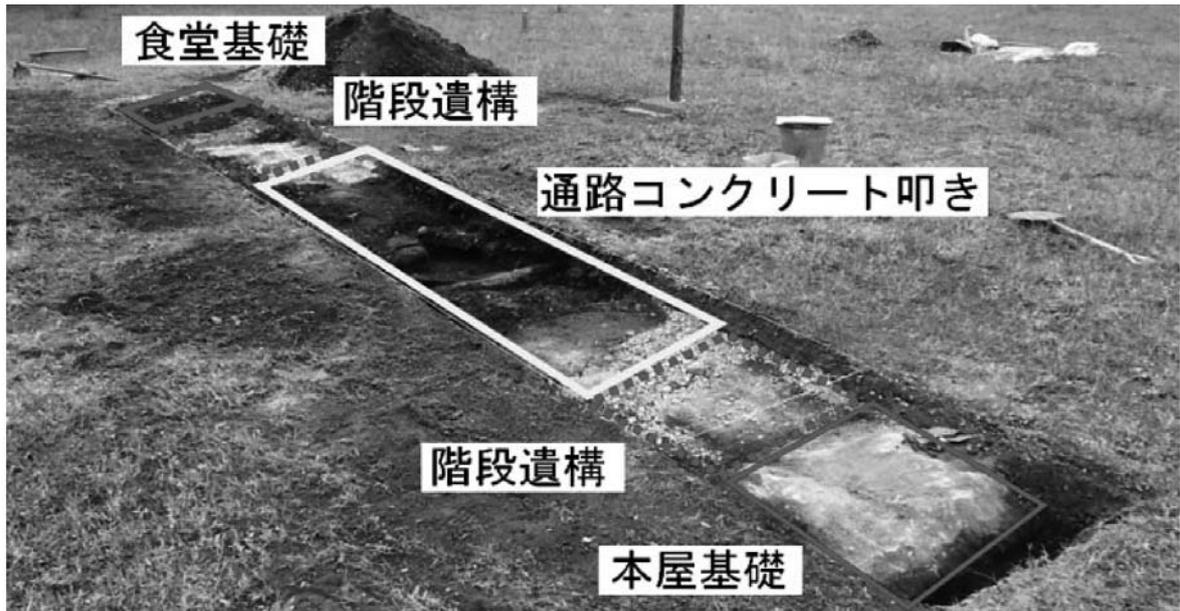


写真-20 調査区Rでの発見 [78]

5. まとめ

(1) 文献調査のまとめ

文献調査により足尾鉱業所跡に関わる史実が、国の鉱業政策に関する観点と足尾銅山の現場経営の観点の二点から整理された。このことを通じて、国の鉱業政策の観点からすれば、「鉱業所」は「江戸時代からの会所」を引継いだ施設とするよりも、明治政府が働きかけた鉱山の近代化政策によって、江戸時代からの鉱山の運営の中で築かれた「会所」という施設の役割が終わり、鉱業人または鉱業会社に明治政府が望む規模の開発を継続的に計画、管理させていくための施設および組織として登場してきたと捉えられる。しかし、その一方で、足尾銅山の現場経営の観点で見れば、「鉱業所」は施設的には「会所」を引継いだものであり、現場の経営の中核を担う「事務所」であったことが明らかにされた。そして、その組織としての業務範疇や役割が、近代化の中で変化を遂げてきたことがわかった。

また、足尾鉱業所の建物については平図面や立面図の発見が本調査によってなされた。そして、旧足利市役所と旧小坂鉱山事務所との比較によってこの建物に求められた機能と様相の特徴が確認できたと言える。

(2) 発掘調査のまとめ

文献調査で得られた情報を基に発掘調査を進めたことで、単に掛水地区の「足尾鉱業所跡」の遺跡や遺構の存在が立証されただけでなく、本屋と食堂と書庫の位置関係が明らかにされ、またなぜ書庫だけが残っていたのといった理由の一端も確認できた。本調査によりこれまで更地だった遺跡とそこに埋もれていた遺構を「近代足尾銅山の経営の中核を担った遺産」として位置づけられる素地を作り得たと言える。

6. 今後の課題

文献調査により歴史的背景と往時の建物の様子が、そして、発掘調査により遺構の存在が明らかにされた。今後、足尾鉱業所の跡を観光資源として活用できるよう、来訪者に向けた案内などで本調査の成果が活用できるようにしていく必要がある。また、発掘調査については、他の附属施設や正門等外構施設の遺存状況の確認も必要であると考えられる。

謝辞：史料調査において古河機械金属株式会社、東京大学附属図書館の所蔵のものを拝見した。また、足利市上下水道部および総合政策部、足利市教育委員会、小坂町教育委員会からも史料の提供を賜った。そして、本調査を纏めるにあたり、河東義之氏（小山工業高等専門学校名誉教授）、永井護氏（宇都宮大学名誉教授）、小風秀雅氏（お茶の水女子大学名誉教授）、稲葉信子氏（筑波大学教授）にご指導を仰いだ。ここに記して感謝の意を表したい。

付録

- [1] 図-1の左側は全山における各地区と主要施設と掛水地区の場所を示したものである。この左側の部分は文献2)から引用した。また、図-1の右側に掛水地区の周辺と足尾鉍業所の位置関係を示した。この右側の部分は文献3)に挿入されていた文献4)から引用したものである。右上の写真は2016年における足尾鉍業所跡の様子で、発掘調査の途中段階を一般に公開した際（現地説明会で）の写真。写真下部中央は発掘された基礎の一部である。奥に見える建造物は鉍業所の附属施設の書庫である。
- [2] 文献5)のpp.11-38および文献6)のpp.1-25を参考とした。
- [3] 文献7)のpp.8-10と文献8)のpp.29-38を参考とした。なお、鉍山の所有については、文献6)のp.19では「幕府時代ニ至リ金銀ハ幕府之ヲ専有シ其他ノ鉍物ハ之ヲ封建諸侯ノ専有ニ属セリ」との記載があるが、文献7)のpp.8-10と文献9)の中に記載がなされている江戸時代の各鉍山の様子から判断すると、文献6)のこの記載は江戸時代の一時期のことや重要な金銀山についてのことを表しているものと考えられ、本稿では文献7)と文献8)に依ることとした。
- [4] 明治政府が全ての鉍山を国のものとする法律を定めると、資本家らが国から鉍山を借り受け鉍山経営が行われるようになっていく。この鉍山経営者は後に「鉍業人」と呼ばれるが、「山師」とはこの鉍業人が台頭する以前の時代において、鉍山開発やその技術に精通し、鉍山経営の中心となった立場の者たちのことで、直山や請山におり、山主や山元などと呼ばれていた。直山には他に鉍山には買石という者もいた。山師は金子、大工、手子、樋大工、樋引、山留、寸甫、鍛冶などの職人を従え主に採鉍までを担い、買石は選鉍と製錬を担っていた。また、請山などでは請主の下で稼ぐ山師や金子は「下稼人」や「渡世人」などとも呼ばれていた。明治期の制度については文献10)と文献11)を参考とし、山師や買石については文献7)のpp.16-17から引用した。
- [5] 文献7)のpp.9-14によれば、鉍山開発の携わり方の違いにより大まかに分ければ直山と請山の二つに分けられ、運上（税）の納め方や地方の違いによって、これらはさらに細かく分けることができる。また、文献8)のpp.34-35によれば、直山は幕府や藩が開発に携わり資本を出して山師などを使って開発を進めるもので、請山は幕府や藩が山師に資本を出させて鉍山の開発を任せるものであることが理解できる。
- [6] 文献7)のpp.145-291の記載を参考とした。
- [7] 文献12)のpp.70-71の「坑業譲受引継物件」で確認した。当然ながら、輸送や売買を取り仕切るための長崎、大坂、浅草における「会所」と鉍山（現場）の経営を担うための「会所」とは呼び方は同じでも、役割や施設的に同等であったという意味ではない。
- [8] 文献13)と文献14)と文献15)を参考とした。文献13)には「大皇国ハ富國ノ源タル鑛山山野森林ヲ饒有シ（中略）宜シク工業ヲ盛興シ工産ヲ繁富セシムルコト最急最要ノ国務ト奉存候依テ當省寮司於テ施行スル所ノ工業ノミナラス民間大工作ヲ起シ大器械ヲ設クルカ如キハ之ヲ看護給助シ各自百般ノ工業ノ營作スルカ如キハ之ヲ示道勸奨シ現今生産ヲ得ヘキ市民振ヲス学工術ニ勉進シテ鑛山ヲ治メ富國ノ源頻ニ開発致シ候様」とある。
- [9] 文献16)には「鑛山之儀舊幕府以来公私之分義不相立請負稼之者舊來之陋習ニ慣レ自ツカラ私有物ノ如ク相心得居候」とあり、さらに文献7)には「明治十年古河氏が足尾銅山を引継いだとき、坑主は下稼人に米・味噌を給し出銅を買上

げる金主にすぎず、足尾は下稼人の足尾であった」とあり、明治に入って法制度を整えたからといって直ぐに江戸時代の頃の慣習が抜けたわけではなかった。

- [10] 文献6)の pp.57-58 と文献17)の pp.1-2 を参考とした。なお、文献17)は「日本坑法ニ於テハ借區年限ヲ十五年ト定メタルカ爲鋳業人カ法律上ノ保護ニ依テ鑛業ヲ營ミ得ヘキ年限ハ此期限内ニ止マレリ元來國家經濟上鑛業ノ發達ヲ促サント欲セハ永久ノ目的ヲ以テ起業セシメサルヘカラス然ルニ此十五年ノ短期限ニテハ永遠收利ノ目的ヲ以テ巨資ヲ投スルモノナク國家經濟上ノ不利益ハ勿論鑛業人ノ権利薄弱シテ到底鑛業ノ發達ヲ望ムヘカラサルナリ」と書かれている。文献6)でも同様のことが指摘されている。
- [11] 文献17)の pp.2-3 を参考とした。
- [12] 文献18)の第二十五條では「鑛業人ハ坑内實測圖二葉ヲ調整シ一葉ハ所轄鑛山監督署ニ差出シ一葉ハ鑛業事務所ニ備置キ事業ノ進歩ニ從テ之ヲ追補スヘシ」とあり、文献19)の第二十條では「試掘人ハ試掘地圖ヲ鑛業人ハ左ノ書類ヲ鑛業事務所ニ備へ置ヘシ」とし、「坑区圖」と「坑内實測圖」と「鑛業施業案」と「鋳業條例第四十條ノ帳簿」を義務付けている。
- [13] 文献6)の pp.67-73 に鋳業施業案の目的とプロイセンの鋳山法からの引用が記載されており、文献19)の各条文の説明文の第二十五條についての部分でもその目的について明確に記載されており、それらを参考とした。なお、鋳業施業案の雛形は文献20)の pp.166-170 において掲載されている。
- [14] 文献12)の pp.12-13 を参考とした。
- [15] 田中準吾の家は江戸時代の銅山の役人の家であった。その宅を借りて「足尾銅山会所」が開設される経緯については文献22)の pp.110-111 と文献23)の追録 p.31 を参考とした。
- [16] 文献23)の pp.104-114 と文献24)の pp.53-59 を参考とした。なお、文献24)では会所の間口は105間となっているが、10間半を誤記したものと考え、本稿では本山の会所の間口は10間半奥行は4間として扱う。
- [17] 図-2は文献23)の p.105 から引用した。
- [18] 足尾銅山は古河らの経営に移る前は借区権を副田欣一が有し、現場の経営は岡田丙馬により行われていた。岡田は古河への譲渡を反対した人物でありそれにより現場の引継ぎが遅れることになった。文献22)の pp.110-111 では引継ぎ当初においては会所の6分を岡田が使用し、残り4分を古河が使用していたとされているが、図-2では約6分が古河で残りの約4分が岡田によって使われていたようにも見える。時期や権利を巡って専有割合に多少の違いが生じた可能性があるが、当初は図-2程度の広さの施設であった。
- [19] 本山の会所周辺の施設については文献23)の pp.104-108 と文献24)の p.54 を参考とした。
- [20] この足尾銅山引継ぎ当初の古河市兵衛らの経営の方針は文献23)の pp.115-119 で確認した。
- [21] 文献23)の p.117 に「翁が足尾經營の當初に於ける問題は、此等の下稼人を統一ある指揮の下に置いて、探鑛採鑛の兩方面に就業せしめることでなければならぬ。」とある。なお、pp.116-117 において「足尾銅山假規則」の内容が掲載されている。
- [22] この経緯については文献22)の p.126 と文献23)の pp.117-119 を参考とした。
- [23] 図-3は文献12)に添付されている「足尾銅山庚申山繁榮之圖(明治17年)」を引用し加筆したもの。
- [24] 文献2)の p.4-43 を参考とした。
- [25] この内容は文献53)の引用。文献54)の pp.458-475 の記載内容でも確認した。
- [26] 図-4は文献25)の追憶の p.6 から引用し加筆したもの。図中の「木部」と「石川」と「島川」の寢室も兼ねていた。なお、席の配置は坑長の息子の木村長七が来山した際の配置と記されている。また、この会所を本部とし、その附属の課として「坑部」、「薪炭」、「熔鋳」、「倉庫」があったと記されている。図中には「坑部課」の長であった青山七三郎など

- の名がないことから、この時の附属の課は別建物内で事務を執っていたと考えられる。
- [27] 各規則や「足尾銅山事務所章程」が作られたこと、また、「足尾銅山事務所」と改められ各課が設けられたことなどについては文献26)からの引用。本調査で新たに示された内容。
- [28] 図-5は文献27)から引用し加筆したもの。この時代役員とは現在でいう社員のことで役宅は社宅となる。
- [29] 条文は文献21)からの引用。なお、文献24)のp.180では陸奥宗光の助言で明治24年に作られたとされているが、本稿では一次史料の文献21)の年を採用した。
- [30] 条文は文献21)からの引用。なお、第十七條の中の記載では本局では「医局」と「学校」と「賄い」に関する事務を執り行うとともに「来賓の接待」なども行うことになっていた。
- [31] 図-6は文献28)から引用し加筆したもの。
- [32] 文献29)のp.113を参考とした。
- [33] 文献24)のp.185と文献29)のpp.110-121を参考とした。
- [34] 「足尾銅山古河事務所事務章程」およびその条文については文献21)から引用した。なお、明治24年の「古河足尾銅山事務所事務章程」と同じように第二條では事務所に局課置くことが定められており、それと比べると「電気課」が加わり「遞林課」が無くなっている。
- [35] 「營業制規」の内容については文献21)から引用した。なお、「營業制規」では旧名称を「足尾銅山古河鑛業所」としているが、明治30年の段階では「足尾銅山古河事務所」という名称であったことから、明治30年から明治38年の間で「足尾銅山古河事務所」から「足尾銅山古河鑛業所」へと変更がなされたことになるが、これを裏付ける史料は本調査では確認できていない。
- [36] 古河市兵衛から古河潤吉の経営方針の転換内容は文献29)のpp.100-109を参考とした。
- [37] 文献30)のp.8によれば、南挺三は1900(明治33)年1月に古河に入社し、1903(明治36)年9月に鉍業所所長に就任したと記されている。
- [38] 足尾鉍業所の組織については文献31)のpp.21-22を参考とした。
- [39] 永岡鶴蔵と南助松の入山から暴動に至るまでの過程については文献30)のpp.20-77を参考とした。
- [40] 図-7は文献32)に挿入されていた図を引用し加筆したものである。これまで暴動直前の本山の様相を表した図は焼失により無いといわれてきていたが、本調査により発見できた。
- [41] 文献31)のpp.21-22の組織図と文献21)の「古河足尾銅山事務所事務章程」(明治24年1月)と「足尾銅山古河事務所事務章程」(明治30年3月)を参考とすると「内局」は「本局」に相当するものであり、小滝地区には「支局」があったことがわかる。
- [42] 鉄道敷設の経緯については文献33)のpp.73-75を参考とした。後に足尾鉍業所のすぐ近くに「足尾駅」が建てられるが、1902(明治35年)の時点で決定していた可能性は高い。
- [43] 図と「掛水付近縣道変更計画説明書」の内容は文献34)からの引用し加筆した。
- [44] この時代の金属鉍業の景気の状態については文献24)のpp.208-214を参考とした。
- [45] 文献35)から文献40)に掲載の各年度における銅の月別市場価格値を用いてグラフを作成した。なお明治35年度から明治44年度のデータは文献35)に掲載されているグラフを参考に拾った。
- [46] 設計や予算変更については文献41)を参考とした。また、鉍業法については文献42)のp.10掲載の第四十六條を、鉍業法細則の記載内容については文献42)のpp.36-37掲載の第四十二條と第四十四條で確認した。
- [47] 古河機械金属所蔵の写真から引用した。
- [48] 門柱が足尾の銅で作られる経緯は文献41)を参考とした。また、門柱の左右の記載は文献43)のpp.176-177で確認した。

- [49] 写真-2は古河機械金属所蔵のものを引用し施設名などを加筆した。年代は不明。
- [50] 図-10は文献44)からの引用。
- [51] 文献46)と文献47)で確認した。
- [52] 図は文献48)からの引用。写真-8と写真-3との比較により、足利市への移築後に改築がなされていることを示す貴重な図である。図-12と図-13で示した本屋が図-11の本館であり、図-14の食堂が図-11で示された本館の背面にある附属食堂である。また、この図には足尾鋳業所のように(写真-2と写真-4の左側にあるように)書庫の建造物が見当たらない。もし、足利市役所が書庫を必要とすれば、おそらく赤煉瓦書庫(図-1の右上写真奥に写っている書庫)も移築され、掛水地区に現存していなかった可能性を窺わせる貴重な図面である。
- [53] 写真-3は日光市所蔵のものを引用したが、もともとは足利市の所蔵であったと考えられる史料。この写真から、移築後の姿が確認できる。さらに、写真-8と見比べと図-11で示したc1とc2の部分では窓が増設され採光性が高められており、それが実際に行われたことを示す貴重な写真である。
- [54] 写真-4から写真-7は文献45)からの引用。引用元の写真帖には1918(大正7)年に海江田子爵が工場見学をしに来山された事を記念して作られた旨が記されている。時期的には同時期かそのすぐ後のものと思われる。しかし、この中の写真は社長の古河虎之助が来山した際に撮ったと思われるものも載せられている。この写真を鋳業所の間取りと比較し、鋳業所のものとして特定されたのは初である。写真帖では「社長御休憩室」との記載がある。
- [55] 引用は同上。写真-5は写真帖では「御休憩室」との記載がある。
- [56] 引用は同上。写真-6は写真帖では「標本室」との記載がある。
- [57] 引用は同上。写真-7は写真帖では同じく「標本室」との記載がある。
- [58] 文献調査で書庫から発見された縮尺100分の1の青図をモノクロにし加筆したもの。名称は「足尾鋳業事務所階上平面図」で、坪数180で竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は、横一直線に廊下で区切られ、9つの部屋と、庫、便所、塔屋の2階部分がある。この図面から塔屋部分を含めると3階建ての建物だったことが確認された。なお、3階部分に上るための階段は確認できない。
- [59] 文献調査で書庫から発見された縮尺100分の1の青図をモノクロにし加筆したもの。名称は「足尾鋳業事務所階下平面図」。坪数176で竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は、縦横方向に廊下で区切られ、13部屋あることが分かる。そのうち名称が記載されているのは書類庫だけで、その他について用途は不明。
- [60] 文献調査で書庫から発見された縮尺100分の1の青図をモノクロに加工した。図の名称は「足尾鋳業所附属食堂平面図」で、坪数46.5、竣工期日明治四十四年二月十一日の記載がある。間取は、横方向の廊下を境に「食堂」、「宿直室」、「湯呑場」と「便所」で構成されていることが分かった。
- [61] 写真-8は古河機械金属所蔵のもので「大正十年五月」と記載がある。
- [62] 古河機械金属所蔵。本調査により新たに発見されたもの。
- [63] 文献49)のp.15を参考とした。
- [64] 2018年9月における現地調査にて文献49)の内容と照し合せて確認し撮影したもの。
- [65] 同上。
- [66] 同上。
- [67] 同上。
- [68] 図-16は小坂町所蔵の一次史料の一つ「小坂鋳山事務所平面圖」に加筆した。
- [69] 図-17は小坂町所蔵の一次史料の立面図。図面中の正面のものだけを抜き出した図である。
- [70] 2018年9月における現地調査にて文献49)の内容と照し合せて確認し撮影したもの。

- [71] 同上。
- [72] 同上。
- [73] 同上。
- [74] 発掘調査時に設定したトレンチ A のライン。写真奥が北西方向である。
- [75] 発掘調査時に設定したトレンチ B のライン。写真奥が南西方向である。
- [76] 調査を進めるにあたり 10m グリッドを設定し、座標と標高を付した基準点を設置した。□はグリッド上のポイントで ■は杭を設置したポイントである。破線で示したトレンチ A 及び B は試掘調査、四角で示した A～T は確認調査時に設定した調査区で、そのうち網掛けの部分は遺構が検出した部分を表す。本屋と食堂の平面形状を示す実線は、確認した遺構から推定したものである。
- [77] 発掘調査における調査区 Q での発見の様子。
- [78] 発掘調査における調査区 R での発見の様子。

参考文献

- 1) 広域関東圏産業活性化センター：エコミュージアムあしおの創造〈足尾地域開発基本構想策定調査報告書〉, 1994.
- 2) 青木達也：足尾銅山における鉍害対策の変遷に関する研究，宇都宮大学博士学位論文，2015.
- 3) 小島庸一：足尾銅山通洞報告書，東京大学所蔵，1914.
- 4) 曾根傳：足尾銅山図 縮尺 1 万 2 千分の 1，小林印刷大正二年二月一日発行．
- 5) 石村善助：鉍業権の研究，第一刷，勁草書房，1960.
- 6) 和田維四郎：坑法論，博文館，1890.
- 7) 小葉田淳：日本鉍山史の研究，岩波書店，第二刷，1969.
- 8) 吉田東吾：江戸時代の鉍山業に就いて，日本鉍業会誌，33 卷 383 号，pp.27-48，1917.
- 9) 小葉田淳：日本銅鉍業史の研究，思文閣出版，1993.
- 10) 幸豹三：現行増補日本坑法類纂，文林堂，1881.
- 11) 農商務省鉍山局：鉍山法令，前編，有隣堂，1893.
- 12) 栃木県史編さん委員会：栃木県史，史料編，近現代九，ぎょうせい，1980.
- 13) 太政官：工部省鉍山開業の急務上疏，太政類典，国立公文書館所蔵，1872.
- 14) 太政官：鉍山心得，太政類典，国立公文書館所蔵，1872.
- 15) 太政官：日本坑法，太政類典，国立公文書館所蔵，1873.
- 16) 太政官：鉍山心得書御布告伺，太政類典，国立公文書館所蔵，1872.
- 17) 農商務省：鉍業條例制定ノ理由，1892.
- 18) 内閣：鉍業條例ヲ定ム，公文類聚第十四編，国立公文書館所蔵，1890.
- 19) 内閣：鉍業條例施行細則ヲ定ム，公文類聚第十六編，国立公文書館所蔵，1892.
- 20) 坪谷善四郎：鉍業法令註釋，博文館，1900.
- 21) 古河鉍業会社：本店達付規則通牒，自明治二十三年十一月至明治四十四年下季，古河機械金属株式会社所蔵．
- 22) 茂野吉之助：木村長七自伝，富士印刷株式会社，1938.
- 23) 五日会：古河市兵衛翁伝，富士印刷株式会社，1926.
- 24) 日本経営史研究所：創業 100 年史，古河鉍業株式会社，1976.
- 25) 茂野吉之助：木村長兵衛翁伝，富士印刷株式会社，1937.

- 26) 古河鋳業会社：事務的調査書類，其一，古河機械金属株式会社所蔵．
- 27) 桑島鯉之介：足尾銅山明細図，栃木県立博物館所蔵，1889.
- 28) 佐藤半七：足尾銅山明細図，栃木県立博物館所蔵，1895.
- 29) 五日会：古河潤吉君伝，富士印刷株式会社，1926.
- 30) 二村一夫：足尾暴動の史的分析 鋳山労働者の社会史，東京大学出版会，1988.
- 31) 細谷源四郎：足尾銅山本山採鑛部報告，貳卷ノ内第壹，東京大学所蔵，1905.
- 32) 古河鋳業会社：非常事件関係書類，明治四十年，古河機械金属株式会社所蔵，1907.
- 33) 日光市教育委員会：足尾銅山跡総合調査報告書（下巻），日光市文化財調査報告第八集，2015.
- 34) 古河鋳業会社：諸官廳願届指令綴，明治四十一年七月以降至同四十二年十二月，第拾八號．
- 35) 農商務省鋳山局：本邦鑛業ノ趨勢，明治四十四年.
- 36) 農商務省鋳山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正二年．
- 37) 農商務省鋳山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正四年．
- 38) 農商務省鋳山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正六年．
- 39) 農商務省鋳山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正八年．
- 40) 農商務省鋳山局：本邦鑛業ノ趨勢，大正拾年．
- 41) 足尾鑛業所：明治四十四年下季事業成績，古河機械金属株式会社所蔵．
- 42) 農商務省鋳山局：鋳業法令，博文館，1911.
- 43) 小野崎敏：小野崎一徳写真帳 足尾銅山，新樹社，2006.
- 44) 足尾商業案内便覧圖復刻委員会：足尾町商業案内便覧圖，大正五年，復刻版，1992.
- 45) 古河鋳業株式会社：記念写真帖，古河機械金属株式会社所蔵，年代不明．
- 46) 古河鋳業株式会社：旧鑛業所売買関係，大正十年，古河機械金属株式会社所蔵．
- 47) 足利市：市役所建築市街改正土木委員會日誌，大正十年，足利市所蔵．
- 48) 足利市：足利市制施行誌，国立国会図書館所蔵，1922.
- 49) 小坂町：旧小坂鋳山事務所移築復元工事報告書，高橋印刷株式会社，2001.
- 50) 箴島大悟：世界遺産の価値における普遍性と代表性 - 世界遺産委員会の議論とその変遷 -，日本建築学会計画系論文集，第 82 卷，第 731 号，pp.273-281，2017.
- 51) UNESCO, UHC: Report on the World Heritage Global Strategy Natural and Cultural Heritage Expert Meeting, 25 to 29 March 1998.
- 52) 東京文化財研究所文化遺産国際協力センター：世界遺産用語集，改訂版，2017.
- 53) 足尾銅山：諸規則，自明治十七年十二月十二日至明治二十九年九月，古河機械金属株式会社所蔵．
- 54) 栃木県史編さん委員会：栃木県史，通史編 8，近現代三，ぎょうせい，1984.

足尾銅山調査報告書 10 執筆者

宮本 史夫 みやもと・ふみお
青木 達也 あおき・たつや

日光市教育委員会事務局文化財課 副主幹
宇都宮大学地域デザイン科学部技術専門職員

日光市文化財調査報告第13集

足尾銅山跡調査報告書 10

発行日 令和2年3月30日

編集 日光市教育委員会事務局文化財課

発行 日光市教育委員会

〒321-1261

栃木県日光市今市304-1

TEL 0288-25-3200

印刷 有限会社 高橋平板社